

平成21年12月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

18番	大 原 功	1 番	堀 岡 敏 喜
-----	-------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	総 務 部 次 長 兼 防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美	民 生 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長	山 田 英 夫	教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水 野 進
監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
収 納 課 長	服 部 誠	市 民 課 長	加 藤 恵 美 子
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長	松 川 保 博	児 童 課 長	鯖 戸 善 弘

総合福祉センター所長 伊藤 薫
都市計画課長 竹川 彰
下水道課長 橋村 正則
図書館長 伊藤 秀泰

十四山総合福祉センター所長 佐野 隆
商工労政課長 服部 保巳
教育課長 服部 忠昭

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠
書 記 岩田 繁樹

書 記 横山 和久

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

早朝から大変御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、大原功議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○12番（三宮十五郎君） おはようございます。一番最初の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、私は、後期高齢者医療制度の問題について、市長及び担当者の皆さんにお尋ねをいたしますので、よろしくお願いいたします。

もともとこの制度は、三途の川を渡る乗船切符、命の線引き、中曽根元首相さえもそう言い、愛情の抜けたやり方だから至急もとに戻して考え直すようにと言われておりました。年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める後期高齢者医療制度関連法を廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。これが、民主党の政権公約でございましたし、国民は、今日の国民が置かれている暮らしの土台が土台から大きく壊された状態は、とても自公政権に任せておくわけにはいかないと。いろいろ心配はあるが、ここは、こういうことを改めると言っている民主党に期待をするということで、大変な議席と得票を野党第1党の民主党に与えました。

医療の面で、今、世界と日本との間にどれだけ大きな格差があるか。OECDの30カ国の中で定率負担、これは後期高齢者だけじゃありません。一般の人、あるいは後期高齢者でも一定以上の所得の方はそうなんですが、3割の定率負担をしているのは日本だけでございまして、その次がスイスの1割負担、ルクセンブルクなどが5%であり、イギリスを初めとしてイタリア、カナダ、オランダなど12カ国は原則無料であります。定額制や非常に低い負担がその他の国で実施をされており、国際的に見てもとても考えられないような医療費負担になっており、またその支える保険料につきましても、国民健康保険に対して国はかつて四十数%負担をしておりましたが、昨年度の決算で見ますとわずか21%であります、国の負担は。

そうということが、本当に日本の医療や老後の安心を大きく脅かし、果ては医師や看護師が過労死の心配をしながら働くとか、先日もある開業医の方にお目にかかりましたが、子供を医師にするということで進めた私の選択が正しかったかどうか、今は大変心配しているということを率直に語られるような状態になっており、一番大切な健康と命がこんな状態にされていることに対する国民の怒りが、さきの総選挙の結果だったというふうに私は考えております。

ところが、実際に政権につくと同時に、今、政府は、この制度の改正につきましては4年かけて新制度をつくって移行すると。その間につきましては、この制度と一体的に進められておりました、70歳から74歳までの方の医療費につきましては来年4月から2割にするというふうにしておりましたが、とりあえず新年度は1割に据え置き。それについては手だてをとると言っておりますが、もう一方で、後期高齢者医療制度につきましては、保険料は、お年寄りがふえること、また医療費がふえることに伴って自動的に大幅にふえる仕組みになっておりますが、とりあえず新年度につきましては、それぞれの広域連合の積立金を全部取り崩すとか、あるいは市町村が新たに積立制度をつくって、そこからも拠出をするとかして、上げ幅はなるべく少なくするようには言っておりますが、それでも一定の値上げは避けられない状態で、厚労省の発表も発表するたびに値上げ幅がふえるような仕組みになっておりますが、国民への公約、あるいは国民が安心して老後を過ごすことができる、あるいは命と健康を守ることができるようにという強い思いにこたえるためにも、一日も早くこの制度の、本市議会でも議決をして政府に送りましたように、抜本的な改正を行っていただく。そして、その制度が確立するまでは、政権公約にもありましたように、その経費につきましては国民や市町村に負担をさせることのないように、政権公約どおり進めていただくということについて強く政府に要請をしていただきたいと思います。市長としてはどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

三宮議員の方から、後期高齢者の医療制度の件について御質問をいただいたわけでございますが、御承知のように、この制度は来年の春で丸2年を迎えるという状況でございます。しかしながら、この8月の衆議院選挙における新政権の発足という中での一つの大きな公約として、この制度は廃止をするというような形で、国民との契約、マニフェストを発表されたわけでございます。そういう観点から、この制度はいわゆる廃止をされるというふうに思っております。しかしながら、その制度の新制度への移行ということに対しては、大変な混乱を招くというようなことが懸念されるわけでございます。

過去2年前でも、そういうような状況がございました。議員も御承知のように、医療とい

うのは、診療され、請求され、審査をされ、そして支払いという形の中での時間的なタイムラグがあるわけでございます。また、診療請求そのものについても、過去にさかのぼって2年間という形で遡及ができるということにもなっておりますので、そういったような制度とというのが新しい制度に移行する場合において混乱を招かないようにという形で、新政権の厚生労働大臣の長妻大臣もおっしゃっているわけでございます。この辺のところにつきましては、いわゆる厚生労働省の諮問機関である高齢者医療制度の改革会議というのが発足されておるわけでございますが、その中で議論をこれから重ねられるというふうに思っております。

今のところ私どもが情報として入手しているのは、新しい制度は地域保険としての一元化運用をしていきたい。あるいは、後期高齢者の75歳以上という年齢制限を撤廃していきたいということが言われておるわけでございます。そういった中で国民皆保険制度ということを守りながら、この2011年の通常国会において法案を提出され、それを成立させていきたいということでございます。その後、周知期間を経て、2013年の4月から新制度へ移行するということが今のところ示されておるわけでございます。そういうような状況の中に、私どもとしても、この制度がやっと定着しかけているところでございます。十分慎重に検討を加えていただきながら新しい制度をお考えいただきたい。あるいは、新制度への移行に当たっては、被保険者、医療機関、あるいは広域連合、市町村等に混乱が生じないように、関係機関と十分な協議を行っていただきたい。また、国の責任において国民に十分周知をしていただきたいということをお願いし、また国民や地方自治体に新たな負担がふえるようなことのないように、国の責任でということをお願いをしているわけでございます。過日11月28日、愛知県の民主党の県連代表であります伴野代表に、このことを私どもとしては御要望申し上げたところでございます。いずれにしても、先ほど三宮議員がお話しになりました老人医療制度であるとか、さまざまな医療制度があるわけでございますが、私は、今後の成り行きといたしまして一つの予想でございますが、いわゆる国民健康保険制度あるいは健保制度という制度を徹底的に洗い出せるのではないかというふうに思っております。

今、市町村の方で運営しております国保の問題も、地方が疲弊しているという状況の中で大変運用が厳しくなっているのが現状でございます。そうした中で、この国民健康保険も広域で取り扱っていただくということが、来年の通常国会の中では法案として出されるようでございます。そうした形の国民健康保険制度に従来の後期高齢者医療制度をどうマッチングさせていくかということが一つの大きな方向性ではないかというふうに思っております。今後とも混乱が生じないように、住民の方がその混乱の中に巻き込まれないように、我々行政としてもしっかりとその成り行きを見守っていききたい、そんな思いでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○ 12番（三宮十五郎君） 今、市長が、制度が確定するまでは新たな地方自治体負担等にならないようにというふうにおっしゃられましたが、もともと政権公約の中で、この対応は従来の老人保健制度に移行させるというのが、民主党や私どもも含めて一致をしていたことでありまして、先ほども申し上げましたように、それに伴う費用負担につきましては市町村の国民健康保険の負担にならないようにしていくと、新しい制度が確定するまでね。ところが、先ほども申し上げましたように、実際には保険料の値上げを来年4月から行うと。したがって、これは国民の負担になるわけですし、それから都道府県の広域連合が持っている積立金を全部使えと。さらに、市町村も積み立てを行うなどして新たな拠出ができるように準備をするようにということでありまして、もう政権公約と実際にやっていることの間にはかなりの差があるということが一つと、その大きな理由は財政難を上げておりますが、実際には高齢化や少子化のためにということで消費税が導入されまして、本年度末までに二百数十兆円の消費税を国民が国に納めることになりませんが、一方で、この同じ時期に大法人を中心にいたしまして、法人税の減税がそれ以前に比べて合わせて170兆円近く行われていることで、実際に国民が納めたお金が高齢化や少子化のために十分使われていないという実態があることと、あわせまして、小泉改革以来のこの間に、庶民に対する税金、社会保障、医療費の自己負担の引き上げ等によりまして年間13兆円の負担増が行われていること。さらに、この同じ時期に景気対策ということで行われました大法人や大資産家に対する税の軽減につきましては年間7兆円が行われて、それについては一切手をつけない。しかも、世界的な大不況、かつてない100年に1度と言われるような大不況だと言われておりますが、先ごろ発表されました政府の資料を見ましても、大法人の社内留保はこの間もふえ続けていると。10年前の2倍以上になっており、世界でも例がない富が日本の大企業や大資産家に集中されて、結局このことが国民経済を大きく後退させ、デフレと言われるような状況になっている最大の原因であり、税収が落ち込む最大の原因もここにあるわけございまして、こういう問題をさらに庶民負担増で進めていく。

とりわけ医療の問題でいいますと、先ほど申し上げましたように、国際的な先進国の条件と日本の条件も抜本的な大きな違いが生じております。無料が当たり前、ごくわずかの費用で医療が受けられる、命が守られる、健康が守られるという状態に比べると余りにも過大なものになっておりまして、こうした状態を打開していくため、積極的な提言を弥富市としても、あるいは国民世論としても、そういう方向に今改めようという大きい流れが生まれておりますが、求めていただきたいと思います。

加えて、子供の医療費の無料制度は本市としては非常に頑張っておられますが、国の制度として高齢者医療につきましても、75歳まで頑張って、本当にこの戦後の日本の発展のために尽くしてきた人たちに対する医療費制度を、とりあえず75歳以上の人たちも無料にしてい

く制度を国の制度として一日も早く実現していただきたいと思いますが、そういう方向での御尽力を改めてお願いしたいと思いますが、市長の御見解をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

新制度の導入に対して混乱が起きないということと同時に、来年の新年度予算の計上の前に、いわゆる第2次補正予算、経済対策というものが示しがあったわけでございます。その中で、後期高齢者の医療制度の負担減という形で、特に所得の低い方に対する保険料を軽減していきたいという形で厚労省の方からお話がございます。その額が2次補正の中で2,800億という形で決められているようでございます。こういった形で手当てをされていくというふうに思っております。議員御指摘のとおり、来年の4月には、この保険制度の保険料の改定という形が出てくるわけでございます。そうした中で、今、この改革会議の中でもお話が進められておるわけでございますけれども、おおむねその保険料のアップ率は十二、三%になるだろうというふうにも言われておるわけでございます。そうした中で、こういったような財源の手当てをしていただくことが私としても正しいと思っておりますし、それから今この制度に対して私どもの方に連絡が来ているのは、いわゆる財政収支の余剰金を取り崩していく、あるいは基金を取り崩していくという中で、負担増にならないように措置を考えていきたいということになっております。また、所得の低い方に対する軽減についても、延長を図っていくということが検討されているわけでございます。そういった形で、第2次補正予算の2,800億は、とりあえずのこの保険料に対する軽減措置かというふうに思っておるわけでございます。

また、さまざまな福祉医療制度のお話ございましたけれども、後期高齢者の福祉医療の給付金や、あるいは子供医療という形における医療というのが、かなり地域的な格差が実はあるわけでございます。地域的な格差をやはりなくしていく、新しい制度等においてもこれを是正していくということが、私ども地方としても国に対して求めているところでございます。やはり国民一人一人が均等に、平等に医療を受ける権利があろうかと思います。そうした中で、後期高齢者、あるいは子供医療に対する負担増にならないような形で、私たちとしても求めていくところでございます。

例えばの話でございますけれども、子供医療費、中学3年生までと、そして老人医療費75歳以上の方を完全に無料にするというような状況を策定した場合においては、約1兆8,000億かかるそうでございます。そうした中において、今、新政権が御提案してみえる例えば高速道路の無料化ということが、この財源に当たるかというふうにも思っております。そういった思い切った形で国の方もお示しをいただければというふうに思うわけでございますが、いかんせん大変厳しい経済情勢でございます。税収不足というのがはっきりしてまいりまし

た。あるいは、さまざまな公約に対する予算編成をしていかなきゃいかん。そういう中で大変難しいかじ取りが今の国政にもあるわけでございます。そのことも、我々としては理解を示していかなきゃいかんのではないかというふうに思っております。いずれにしても、後期高齢者医療制度は新しい制度に移行されます。そういった中で、さまざまな形で成り行きを注視していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、このデフレと言われるような状況の中で、しかも昨年来の異常な経済危機のもとで、首脳会議が開かれるたびに、各国が国内消費を高めることがこの危機打開の最大のかぎの一つだということで、その努力をすることを求めておりますが、日本経済の6割を担う個人消費が、この10年間の間、勤労者1人当たりの収入につきましては月3万5,000円以上下がり、さらにことしから来年にかけても大幅な給与等の切り下げが行われることが既に決められておりますし、さらに非正規雇用の拡大によりまして、一生懸命働いても生活保護とそんなに変わらないような人たちがふえ続けているという大変深刻なもとで、医療の問題は、こうした首脳会議の確認から見ても、あるいは国民の暮らしの現実から見ても最優先で進めなければならない課題だと思っておりますので、いろいろあるということにとどまらず、先ほど市長の方からも、高速道路を無料にする金とほぼ一緒と。しかし、それは総額の話でありまして、結局子供の医療費などは、実際には都道府県や市町村がいろんな助成もしておりますから、実際にはもう少し少ないお金でできるのではないかというふうに思いますが、そういう、いろいろあるということにとどまらず、国民の暮らしの安心と日本経済の活性化のかなめの一つの問題として、ぜひ今後とも要請していただきたいということを強く要請します。

次に、今、弥富市は、後期高齢者医療の対象の方でひとり暮らし非課税の方には医療費の自己負担分を福祉医療制度によって免除する。市が全額負担をするということが行われております。現実には、御夫婦で暮らしている方で、実収入がひとり暮らしのこの方たちよりもはるかに低い状態で生活している方もありますし、例えば最近のこの社会情勢のもとで、お年寄りとお孫さんあるいはお孫さん、あるいはお年寄りとお孫さん2人というような状態で生活している人たちの中で、パート・アルバイトなどの収入でお2人働いておったとしても、98万円を年収がそれぞれ超えますと課税世帯となって、お年寄りに国民年金以下の収入しかない、あるいは場合によっては一銭の収入もなくとも介護保険は標準の負担をしなきゃならんとか、大変過酷な状態がこの間の一連の制度改正によって、特に所得の低い人たちを直撃しております。したがって、国の制度として無料制度が実現されればそれにこしたことはありませんが、それができるまでの間は、もともと老人保健制度のときには実際には愛知

県下でも行われておりませんでした。国民健康保険法の44条の趣旨を生かして、市町村長が必要と認めたものについては医療費を減免することができるという規定がありましたが、後期高齢者医療制度になってそういうものもなくなり、ただ、従来の市がやっていた制度と、きちっと県がやっていた制度を弥富市は市の負担で残しておりますので、ひとり暮らし非課税のお年寄りに対しては医療費が無料になっておりますが、現実には本当に負担がふえる。それから、お年寄りでも頑張れば少し仕事があるというような状態が、10年やそれ以前はあったんですが、今はもうそういう状況では全然ないわけですね。したがって、国の方も実はことしの7月1日に、国民健康保険法の44条を生かした無料制度の積極的な活用を進めるようにということで市町村にも通知を出しておりますし、国としても一定のモデル地域を設定して費用負担も行っていくというようなこともやっておりますが、さらに無料低額診療所をつくって、国民健康保険の加入者じゃない、社会保険の人だとか無保険の人だとかを救済する仕組みについてもやっていく必要があるという提起をその後されておりますが、私は、国の制度として無料制度がつくられるまでの間、とりわけそういう、ひとり暮らしでない一定の条件を定めて、生活保護を下回るか、それに近いようなお年寄りに対する医療給付制度を、市の福祉給付金制度の一環として弥富市でもお考えいただく必要が現実には生まれてきているというふうに思いますが、この点についてはどのようにお考えいただけるか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

○民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 三宮議員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者の福祉医療給付金というのが今ございまして、その対象者は、市の独自の施策として、住民税非課税のひとり暮らしの高齢者の方を対象としています。こういった市町もかなりいろいろあるわけですが、今議員もおっしゃられましたように、国民健康保険における一部負担金の減免制度については、現在、国によるモデル事業として実施されまして、その結果に基づき減免に係る指針が国から示されることとなっています。この指針に沿った状況の中で、国保の方も減免制度の状況を見直していかなければならないと考えておりますが、議員が言われました老老世帯とか、ひとり暮らしではないんだけど老人だけの世帯とかといった方につきましては、国保の状況が改めて指針が示されますので、そういった状況を見ながら他の市町との整合性を図りながら検討していく必要があるかと、調整をとっていく必要があるかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、次長の方から、44条については国のモデル事業によって指針が示されるというふうに御説明がありましたし、それに沿って考えていきたいという御答弁でございましたが、もともとこの44条というのは、国民健康保険制度ができた当時からそう

いう制度としてあったのが、十分な理解がされていない中で実際の運用がほとんどされてこなかった。弥富市でもいろんな議論をしてつくったんですが、さまざまな制約があって必要な人がほとんど受給できない仕組みで、先ごろも杉浦議員がたしか質問した部分に対して、1年間で1件だけ利用があったという程度のものでありまして、国の指針が決まらなければやれないものではなくて、もともと法律で定められた制度でありますので、一日も早く、これについては必要な人が救済を受けられるような仕組みに変えていただくということと、あわせて今のお年寄りが置かれている窮状を見ていただく。先日も中日新聞で大きく報道されましたように、介護に伴う殺人とかそういうのが、もうびっくりするような数字が報道されておりましたが、本当に、にっちもさっちもいかない状態に置かれて、ついつい親子の間で、あるいは孫との間でそういう殺人が行われる。しかも、必ずしも実態を反映した数字ではないんじゃないかということを中日新聞は問題にしておりますが、とりわけ今30代の人たちが助けてくれということを言えない、そういう育ち方をしているというんですか、自己責任、自己責任ということの中で、何か正社員になれないのは自分の責任、あるいはうまくいかないのは自分の責任のように思い込まされて、自殺に対する統計をとり始めて以来、30代の自殺がふえ続けているというような深刻な状態のもとで、やはり市民の皆さんの命と暮らしに直接責任を負う自治体として努力を重ねることを強く申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

文化・スポーツ・レクリエーション施設の有効活用を進める問題についてお尋ねいたします。

現在、弥富市の65歳以上の人口は20%を超えております。26年度には市の推計によりますと1万400人を超え、全人口の23.4%になると。60歳以上を含めると恐らく30%近くが、今、弥富市では老人クラブは60歳ぐらいにしておりますが、老人という枠に入る世代になってくると思いますが、今も質問しましたように、本当に日々の暮らしが大変になってくる中で元気で楽しく老後を過ごす、あるいは市民生活が送れるようにするという上で、弥富市もかなり施設の数としてはたくさん持っておりますので、こうした文化・スポーツ・レクリエーション施設の有効活用をすることも大変大切な課題となっているというふうに私は考えておりますが、特に弥富市でこうした活動が積極的に拡大をされたのは、グラウンドなどの整備だとか、社教センターがつくられるとか、南部コミュニティセンターがつくられるとか、当時、佐藤町政の時代だったと思いますが、県の小・中学校の開放事業に対する助成措置があったりということで、大きく社会教育活動、文化・スポーツ活動が住民の参加が得られる状態になりました。そのときに、当時の弥富町では公民館長に大島先生をお願いして、この活動を支える上で非常に大きな役割を果たしたと思うんですが、弥富町時代からもうかなり長い間、そういう役割を果たす専任の公民館長をなくしておりまして、こうした文化・スポ

ーツ・社会教育関係の諸団体の活動をサポートしたり、あるいはこういう問題で市民参加を促進していくという上での施策というのは、私は結構不十分な状態が続いているというふうに思いますが、ぜひ専任の公民館長を置いて、新しいこういう時代にふさわしい社会教育活動、市民参加の、市民が楽しく日々を暮らせる条件を強めていくために専任の公民館長を配置することが必要ではないかと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

まさに私も弥富市も、少子・高齢化の波ということが大きく打ち寄せてきているわけでございます。先ほどの数字のとおりでございます。そうした中でお年寄りの方が楽しく明るく、そして元気に御活躍をいただくということが必要であるわけです。私たち行政といたしましても、支援できるところは今までも支援してまいりましたし、これからも改善・改良を加えていきたいというふうに思っております。そうした中で、社教センターであるとか、あるいは福祉センターというところが非常に重要な役割を担ってくるわけでございますが、今議員の方からの御質問で公民館長という形がございました。

これは、社会教育法第27条におきまして、公民館に館長を置き、主事その他の必要な職員を置くことができるということになっておるわけでございます。しかしながら、私が担当させていただいてから3年余りになるわけでございますけれども、この公民館長に対する役割をいわゆる社会教育課長という形で兼任をさせていただいております。平成19年から社会教育課長が兼任をしているわけでございます。そうした形で今現在でも基本的にはスムーズに運営できているというふうに思っておるわけでございます。しかしながら、市民の皆様の御要望、あるいは行政としてのサービスを強化していくためには、社会教育関係の組織的な強化というものは必要だろうと思っております。そういったことを、市民の皆様の声を伺いながら、人的な組織強化には努めてまいりたいというふうに思っております。今のところ、公民館長と兼任でやっていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 弥富市の社会教育活動、とりわけ文化活動の面での対応というのは、私は、非常におくれている、どうしても解決・改善しなきゃならん問題がたくさんあるというふうに考えております。例えば文化祭とか、そういうところで社教センターの公民館を使うわけでありますが、従来弥富市のこういう問題に対する対応は、音響の管理から何か、すべて利用する団体の皆さんの責任でやってくださいと、こういう対応をしてきたんですよね。ところが、実際にしょっちゅう使っておるわけじゃないもんですから大変トラブルがあって、何とかしてほしいということがずうっと実は利用団体から社教センターの方に言い続

けられてきておったんですが、この前のピアノの話と一緒に、なかなかそういうことが理解できないということで、ことしの秋のいろんな行事のときもそうですが、せっかく公民館で音楽や詩吟やいろんな発表をやったんですが、機器の使い方が、それぞれ勝手に使うわけですから、もう前の人を外したら、あとの人はどうやってつないでいいかわからなくて、詩吟のときだったと思うんですが、もうとっても見ておれんような状態になることがあったり、それから金婚式のときに、これは福祉センターを使ってやられたんですが、用意しておった音響効果を入れることが、結局そうやって任せっ切りにしておるわけですからうまく入なくて、ちょっとどぎまぎしたりしたことがあったり、それからもう一つは、市の行事のときもそうですが、マイクなんかの管理がきちんとできなくて、ピーっという金属音、ハウリング現象というんですが、そういうことがよく起こったり、あるいは使ってみて、今はワイヤレスなんかは電池ですので、電池が多分だめだというようなことがわかるとか、市の公式行事なんかでそんなことは、実際には私はあってはならんことだと思うんですね。

最小限それぞれの施設を使う上できちんと、特に公式行事なんかのときには市の担当者がきちんと事前のチェックをしておくとか、要するにそういうことについて施設を管理する、あるいは行事を主催する、市が直営の場合でさえきちんと使い切れないという状態が、まま弥富市の場合はあるんですね。これは、せっかくの施設をきちんと使いこなしてきた人たちに喜んでいただくという一番土台のところで、行政の責任、担当者の責任ということが今の対応をしてきたことからはっきりしていなかったことが大きい原因になっておりまして、ぜひ市民ホールとか、それから社教センターとか福祉センターとか、こういう施設につきましては、そこに配置されている職員がきちんと使いこなせるようにする。それから、文化祭みたいな形でみんながやるときにはそういう職員を配置していただくとか、そういうことがもう何回言っても改善されない、解決されないというのは、そういう活動について、今市長は社会教育課長が兼務をしておるもんで必要はないと言われるんですが、実際にそういう土台のところでも市としての対応、それから本当に1年間一生懸命練習してきて発表するときに、そういう人たちの気持ちになって市が対応するということを考えたら、今、市内には定年を過ぎててもいろんな能力や経験を持っている人たちもおりますので、そういう人たちを含めて、やはり私は必要な人の配置をきちんとして、ああ弥富はきちんと職員が訓練されておるといふふうにならないとまずいような気がするんですが、そういう意味でも、若い人で高給な公民館長を配置するとか、あるいは社教課長が兼ねておるから大丈夫だということじゃなくて、これだけの規模の社会教育、公民館の活動というのは、恐らく今言ったように、あそこの管理だけじゃなくて、文化・スポーツ・レクリエーションという市民生活のかなりの分野にかかわる人ですので、そういう経験や力量を持った人たちを迎えていくということも一つの選択肢ではないかと思いますが、先日、市民との懇談の席で市長が、きちんと

施設の管理のできる職員を配置していきたいというお答えもされておるようですので、ぜひこれについては、もう少し弥富市の施設の実態を考えた職員や責任体制の配置をお考えいただくことと、あわせて公民館長の問題についてはぜひもう一度、今の状態を本当に変えていく上でかなり大きい力を発揮してもらわなきゃいかん人だと思いますので、お考えいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

市民の皆さんが文化・スポーツあるいはレクリエーションに親しんでいただくということは、本当に私どもとしてもありがたいというか、大変いいことだというふうに思っております。そうした中で、特に文化という形では施設の中のものを使うわけでございます。議員おっしゃるように、一生懸命練習してみえた結果を音響がだめにしてしまうというようなことは、やはりあってはならないだろうと思うわけでございます。新年度からそういったことの専門の職員を、もちろん社教センター、あるいは福祉という形では兼任でございますけれども、そういうことにたけた職員を配置していきたいというふうに思っております。せっかく皆さんで利用していただくわけでございます。気持ちよく、そしてみんなと楽しんでもらえるような体制づくりをしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお、公民館長につきましては先ほど御答弁申し上げたとおりでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 引き続きまして、公共施設の貸出ルールの改善についてお尋ねしたいと思います。

先日も、市民体育祭のときだったと思うんですが、中学生の女生徒が2人、私たまたま体育委員をやらせていただいたときの格好で行っておったもので、市のスタッフが何かと間違えたと思うんですが、公民館に入れないでしようかといって私のところへ来た、ちょうど公民館の前で。もじもじしておるもので何ですかと言ったら、トイレを使いたいというんですね。トイレは、その時間帯は込んでいなかったもので、いい水洗トイレがグラウンドの縁にありますと案内したんですが、あれだけの行事をやるときにあのトイレだけではやっぱり私は不十分だと思いますから、社教センターのトイレも使えるようにすべきだと思いますし、そういう行事を組むときの、どれくらいの人が集まればそういうものをどれくらい用意しなきゃいかんかというようなことが、なかなかうちの計画の中には入っていないような気がするんですね。それと、体育の日は、そこのメインのグラウンドならグラウンドしか貸し出しをしないとかいうルールになって、本館の方はかぎをかけてあるんですが、どっちにした

って今の4万何千人の人たちの本当に一部ですよ、あそこへ来る人たちというのは。せっかくの体育の日に弥富市のグラウンドや体育施設が貸し出しされないなんていうのは、しかもあそこへ集中してやるのは大体半日ですから、体育の日に本当にみんなが楽しめるというんですか、そういう主要な行事のときにほかの施設を貸し出さないというようなルールというのはやはり改めていただく必要があるということが一つ。

それから、グラウンドで前に私は相談に行ったことがあるんですが、大体、月の終わりの方で次の月の抽せんをやる。そこで抽せんをしないと使うことが決まらないという仕組みになっていますが、ソフトボールや軟式の連盟の人たちが使っていないグラウンドもありますので、一定のグラウンドについては、例えば町内の運動会やスポーツ行事をやりたいとか、あるいは会社がちょっとよその会社と一緒にやりたいということで前もって計画しなきゃいかんような場合もあるわけで、幾つかのあまり使われていないグラウンドについては、例えば25日なら25日に抽せんしなければだめよというルールじゃなくて、もっと柔軟な貸し出しをする仕組みを考えていただくことが必要ではないかというふうに思います。

さらに、実際に、ことしだと思いますが起こったことですが、市内の結構有力な文化団体の一つが、責任を持って、多分日本の半分ぐらいの地域の大会をやりたいということで公民館に申し込んだそうですが、月末のある時期に申請しなければというルールで、結局会場をなかなか決めることができなくて、大幅に制限をして、どこか小さいところを借りてやったというようなことが現実にともしもありましたし、私も以前に相談に行って、こういうルールですからだめだというふうに言われたことがあるんですが、ちょっと大きい行事や集会をやろうと思うと、1ヵ月ぐらいの準備では、力量のある団体ならともかく、なかなかできないわけですから、ある程度準備期間が要りますよね。そうすると、そういう行事を計画したりできるような規則やルールについても入れていただかないと、いろんな団体というのは、ここだけじゃなくて、全県レベル、あるいは全国的なつながりもあって交流する場合がありますし、そういうことから、準備が必要な行事については、あるいはそういう催し物と会場の使用については、それにふさわしいルールにさせていただくということが非常に大事だと思いますが、その辺の改善については今のままでいいというふうにお考えでしょうか、それとも改めた方がいいというふうにお考えになっているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えいたします。

今の貸出ルールの関係で、長期の準備のある事業ということで、今現在、先どりの予約の場合につきましては、登録された団体と事前に調整していただいております、僕の見ている範囲、特にトラブルもなく利用されておるといのが現状であります。

それから、市の行事の関係のときにほかの施設が使えないという件でございますが、これにつきましては、今後行事に支障のない範囲内で利用できるように対応してまいります。最近、既に御利用いただいている団体もございます。

それから、今言われた3日前ルールということですが、これにつきましては、施設にあきがある場合は3日前にとらわれず、できる限り貸出受け付けを柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 3日前ルールは私は質問しておりませんが、ぜひそれは前々からの要望事項でございますので、そのように進めていただきたいと思います。

今トラブルなしにと言われましたが、実際に、多分日本じゅうを半分に分けたぐらいの区域の大会をここでやる予定だったのが、今の1ヵ月前ルールに縛られてずうっと、だから文化協会の、そういう全国的な組織にもかかわって活動しているような有力団体が申し出ても実際に解決されていないのに、それが問題なくというお話はちょっと納得できませんので、よく後でお調べいただいて、これは実際に改善するということでございますので、私どももいろんな利用をしたいときにはそういうことで、ただ、今、登録団体はいいと言うんですが、市民のまじめな企画に対して登録団体以外はだめよということも、料金を減額するとか免除するという話じゃありませんので、貸す貸さないにつきましては、やはりきちんと対応できるルールにしていきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） 登録団体だけに貸すわけではなしに、一般団体にも貸し出しております。それで、登録団体につきましては、年間を通じてやる日にちが決まっております。それにつきまして、今おっしゃられたとおり、他の団体さんが使いたいというときには、今の一月前、二月前というルールは全然なしに半年前からでも、決められた団体はあるんですけど、そこいろいろ調整していただいて貸し出しをしているというような現状であります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 最後になりますが、総合福祉センターの利用の問題でお尋ねをいたしますが、総合福祉センターを使うときには、食事などについては下の喫茶店にお願いしてほしいということを言われるんですが、これは義務でしょうか。それとも、貸し館ですから当然やっていないときが多いですよ、あそこを借りる場合は。休みの日だとか、それから夜だとかという場合が結構多いんですが、そういうときも食事なんかをとるときにはここをお願いしなきゃいかんのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総合福祉センター所長。

- 総合福祉センター所長（伊藤 薫君） 福祉センターに関する御質問でございますけれども、今の喫茶店「パロット」の件については、私どもとしては指示ということはしておりません。
- 議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。
- 12番（三宮十五郎君） 利用者の間でかなりそういうお話があって、だから一時的にそういうことがあったかもしれませんが、今はもう全くそれはないということによろしいわけですね。

実は、総合福祉センターが弥生学区の一番中心的な場所にあることもありまして、今はコミュニティセンターがあったり、それから桜学区の場合は社教センターをあんまり不自由のないように使っているということがあったり、それから特に白鳥コミの場合は、あそこに責任者として配置された職員の方が住民の方ともいろいろ相談しながら使いやすい仕組みをつくっていただいているんですが、特に総合福祉センターにつきましては、貸し館については、弥生学区のコミュニティセンターとして十分機能が発揮できるような使い方ができるようにしていただきたいと思います。例えば和室というか、おふろの後の休憩室では、通常ときは特にお酒はいかんということで禁止をされておるんですが、貸し館のときもどうもそんなルールがあったりして、あの地域の施設としては一般のコミュニティセンターなんかと似たような対応ができるようにしていただくとか、それからグラウンドゴルフについてはもう早朝から使っておるんですが、テニスコートを早朝借りたいと言ったら、ここは今は福祉センターがあいておる時間帯しか使えないというような仕組みになっておるようで、やっぱり前日にかぎを借りておくとかというような形で、必要な時間に、あるいは休館日でも使えるような仕組みにして、公共施設を十分地域の皆さんに使っていただく。特に今後は総合福祉センターにあります児童館が弥生保育所の方に移設されるということでございますので、もっともっと軽スポーツなんかでもできるような、そういうスペースもつくっていただくとか、総合福祉センターとしての機能とあわせて弥生学区のコミュニティセンターとして使いやすいような貸し出しの規則にして、特に学区の区長さんたちとも相談をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

コミュニティセンターという形での貸し館事業においては、白鳥学区であろうと弥生学区であろうと、基本的には同じ考え方で運用させていただいております。食事等におきましても、軽食等をおとりいただくことについてはやぶさかではございません。しかしながら、後片づけをしっかりお願いしていきたいということもつけ加えさせていただいております。

それから、福祉センターにおきましては、その中に児童館とか児童クラブというのを今現在併設させていただいておるわけでございますが、これは平成23年度開設に向けて今準備を

しております弥生保育所の中に児童館とか児童クラブを設置することになっております。弥生保育所ができた暁には、今の福祉センターの児童館、あるいは児童クラブについては、さらに福祉ということにおいてしっかりと皆さんに御利用いただけるような施設に改変していきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 開議してから１時間ほど経過をいたしました。これより11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

- ２番（炭竈ふく代君） ２番 炭竈でございます。通告に従いまして、脳脊髄液減少症の周知・対応について質問をさせていただきます。

皆さんは、この脳脊髄液減少症という病気を御存じでしょうか。聞きなれない病気だと思いますが、この病気は、むち打ちなど交通事故を初め転倒やスポーツ外傷など、体に強い衝撃を受けたことが原因で脳脊髄液が漏れ出してしまうものです。脳脊髄液は、無色透明で血液からつくられており、外部の衝撃から脳や脊髄を守る液体クッションの役目や、脊髄の機能を正常に保つ働きがあるとされています。しかし、その髄液が減少すると大脳や小脳がそれとともに下がってしまい、その結果、頭痛、頸部痛、腰痛、手足のしびれ、目まい、耳鳴り、吐き気、視力低下、全身の倦怠感、記憶力の低下などさまざまな症状が起こり、慢性的に苦しめられ、悩まされる病気であります。このような症状に悩まされている方々が日本全国で30万人近くいると言われております。また、この病気の原因を知らずにいる潜在患者は100万人以上もいると言われております。発症の原因として、体育の授業中に転倒したことや、跳び箱で失敗をしてしりもちをついた程度の軽度の外力や、部活動の練習中に起きた事故、また学校の廊下で転倒したことなどがきっかけで発症をしています。学校生活以外では、趣味のスポーツでプレー中に起きた事故や、交通事故に遭ったことが原因で発症をしております。特に発症しやすいとした子供にとっては、学校や、ごく普通の日常生活の中で起きた事故がきっかけで体調不良となって登校もままならず、学業にも大きな影響を及ぼしているといえます。患者本人以外にはなかなか症状を理解してもらえず、怠け病だと思われたり、学校からは不登校の扱いを受けた、そういう生徒もいるとお聞きをいたしております。

脳脊髄液減少症はまだ広く知られておりませんが、いつでも、だれでも遭遇する日常的な出来事により引き起こされる大変に身近な病気であるとも思います。しかし、病態の知名度

が低いために、検査や治療が受診できる施設は限られているのが現状でございます。主に診断と治療を行っているのは脳神経外科ですが、専門医が非常に少なく、日本全国では40軒ほどの病院でしか診察ができない。また、小児を診断する、また治療する医師はさらに少ないとも言われております。この脳脊髄液減少症の治療には、血液が凝固する性質を利用して、自分の血液を注射器で注入いたしまして、髄液が漏れる部分を自然にふさぐブラッドパッチという治療法が効果的であると言われております。しかし、この治療法は保険適用になっていないため、患者さんにとって全額治療費は大きな負担となっております。愛知県議会、また名古屋市議会においては、平成18年度、国に対して脳脊髄液減少症の治療など推進に関する意見書を出されております。ブラッドパッチ療法を含む治療法の早期確立と、そして保険適用、また患者家族に対する相談支援体制の確立などを要望いたしております。また、同様に全国からも多くの意見書や要望書が出されており、そうした動きに対しまして、国は平成19年に脳脊髄液減少症の研究班を立ち上げて発症の原因調査を進め、診断基準や治療法などのガイドラインを策定する運びとなり、来春にも発表される予定がなされております。また、予算化もされ、ようやく動き出したというところでございます。

そこで、まずお尋ねをいたします。平成19年5月に文部科学省から、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についてという事務連絡を、教育委員会、また教育長、各県立の学校長あてに通達がなされておるとおもいますが、教育委員会や、また学校におかれましてはこれに対してどのような対応がされておりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） それでは、炭竈議員の御質問にお答えします。

議員御指摘の事務連絡文書につきましては、平成19年5月31日付で、国より県及び教育事務所を通じて送られてまいりました。小・中学校につきましては翌日送付し、この病気についての周知を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ことし3月に、子供の脳脊髄液減少症を書かれておられます第一人者の脳神経外科医の先生と中京病院の脳神経外科医の先生の講演会が開催をされました。そこに集われた脳脊髄液減少症と闘っておられる御家族の体験をお聞きしましたところ、現在19歳になる娘さんですが、小学校6年生のときに教室で同級生の男子に衝突をされ、机の角に頭をぶつけたそうです。その夜から体に異常が出てきたといいます。頭痛、吐き気、目まいがあり、翌日病院でCTを撮ってもらった結果、異常なしと言われたというのですが、その後、視力の低下や物忘れの症状が加わって、頭痛、目まいはひどくなるばかりで、その後、大きな病院へ行ってMRIを撮ってもらったのですが、やはり異常はないと言われたということです。原因もわからないまま、症状に合わせて眼科、内科、整形外科、脳外科、神経内科、

脳神経外科と、何と三十数ヵ所の病院を訪ね歩いたそうでございますが、どこへ行っても異常が見つからず、あげく学校行きたくない理由からの仮病ではないかとか、親が神経質過ぎるよとか、そういうことを言われたということで、大変悲しい思いをされた体験を伺いました。そして、やっと3年前に脳脊髄液減少症と診断をしてくれる病院にめぐり会ったということで、治療を受けることができるようになり、今は症状も改善に向かって、地獄のような苦しみからやっと解放されたというお話をお聞きいたしました。

今、教育課長の方から、各小・中学校の方には周知を徹底して対応していただいておりますということでございました。大変うれしく思っております。そこで、現在、脳脊髄液減少症の児童・生徒の把握状況がわかれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 市内の小・中学校の養護教諭からの報告によりますと、現在のところ脳脊髄液減少症と診断された児童・生徒はございません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 今の一番の問題は、この病気は一般的に認知度が低いこと、患者数など正確な実態も明らかにはなっておりません。全国的にも診断・治療を行う医療機関が少ないために、患者やその家族は大変な苦勞を強いられているのが現状でございます。講演会での脳神経外科医の先生のお話では、ここまでずっと訴え続ける中でやっとほかの先生たちが認めてくれるようになったことで、医師会を通じてさまざまな症状を訴える患者さんに対し、それぞれの科が適切な診断で早期に病名をお伝えすることができるとし、先生も今後定期的に研究会を持っていただけるというお話でございました。また、ことし9月には津島市において、海南病院の脳神経外科医の先生による教職員の研修会も開催をされております。子供の発症が特に多いと言われるこの病気に対しまして、まず学校の先生や、そして関係者の方々の認識が大事であると考えます。

そこで、我が弥富市におかれましても、先生方や養護教諭、そしてスクールカウンセラーの先生方もそうでございますが、ほかにも保健師さんなど関係する方々にまずこの病名を知っていただくために、患者さんや御家族の体験などをお聞きしていただく中、また脳脊髄液減少症シリーズのDVDも作成をされたということでございます。こうしたDVDを大いに活用するなどしまして、研修をぜひとも行っていただきたいと思いますと思いますが、この点についてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 過去に養護教諭の部会などにおきまして、脳脊髄液減少症の研修が取り上げられたと聞いております。しかしながら、毎年この症例の研修を重ねていることはございません。脳脊髄液減少症という病名自体も、まだ先生、保護者、児童・生徒にあま

り認知をされていないのが現状でございます。脳脊髄液減少症は、交通事故だけではなく、学校生活におけるスポーツ外傷によっても引き起こされる可能性があるということでございますので、学校生活の中でいつ発症してもおかしくない状況かと思えます。今後につきましては、養護教諭だけでなく、現場の先生方にこの病気に対する認識や理解を深める機会を設けるよう、学校に指導してまいりたいと考えております。また、適切なDVD等があれば積極的に活用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 脳脊髄液減少症を知らない潜在患者の方がほかにもまだ100万人以上見えると言われていることから、自分が一体何の病気なのか、またどの病院を訪ねたらいいのかと、わからないままでいらっしゃるのです。その中で、愛知県では脳脊髄液減少症に関するホームページを作成し、県内の診療が可能な病院の一覧や関係患者団体などの情報提供を積極的に実施しております。

そこで、お尋ねをいたします。我が弥富市もホームページや広報などで脳脊髄液減少症に関する情報を掲載し、皆さんの励みになるように周知を徹底していただきたいと思いますし、また相談窓口などの体制も考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

この病気につきまして、現時点では診断基準や治療方法がまだ確立されておらず、平成19年に国に研究班が設置され、研究が始まったところでありますので、ホームページや広報掲載は国の研究がもう少し進んでからと考えております。相談窓口につきましては、近隣の市町村はまだ置いておりませんので、その動向を見ながらということで今後の課題とさせていただきますと思っております。よろしくお願いします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ことしの4月でございますが、私は、愛知県脳脊髄液減少症患者家族支援協会の理事で代表世話人でもあります今井より子さんという女性にお会いいたしました。私も、このとき初めてこの病名を知り、また病状なども知ったわけでございますが、その後も何度か今井さんともお話をさせていただく中で、病気の原因がわからずに症状が長引き、いつ治るだろうかと不安と心労でうつ病になったり、また自殺を図ったりする例が今ふえてきているそうです。一人でも多くの方にこの病気を知っていただくために、やはり市のホームページや広報に情報を載せて提供体制をとるべきだと思います。さきにも申し上げたように、愛知県のホームページには治療を行っている病院等を載せています。市のホームページから県へリンクすることによって皆さんに見ていただけるようにするとか、また我がま

ちからやろうというので、県内でも15の市町が既にホームページを立ち上げております。そのほかの3市も、今後ホームページを立ち上げる予定とされています。また、岩倉市においては広報にも情報を掲載し、周知をしております。今後は、瀬戸市、豊明市も広報での周知が決定をされています。特に若い人たちにとっては、今やインターネットからの情報も多く、また早く入手できるかと思いますが、やはり各家庭に配布をされる広報の文字や文章を目にすることで認識される方も多いのではないのでしょうか。ただいま健康推進課長の御答弁では、現時点でのお考えはないとのことでしたが、では将来的にはどうお考えなのでしょう。ホームページの立ち上げや広報への掲載など、また相談窓口の取り組みなど早期に考えていただきたいと思います。再度お尋ねを申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

将来的にということですが、将来的には国における研究の進みぐあいや、この病気の位置づけ等を注視しながら、市民への情報提供や相談窓口について考えてまいりたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 少しでも患者さんが安心して思えるような対策を早急にとっていただきたいと思います。

また、最近ではテレビや新聞などでも脳脊髄液減少症について報道がされております。さきに申し上げたように、治療法としてのブラッドパッチ療法は患者さんの7割から8割以上効果があると言われておりますが、保険適用がまだ認められていないために、全額治療は患者さんの実費負担となっております。市としましても、ぜひ一日も早い保険適用に向け、国への要望をお願いしていただきたいと思ひますし、また30万人とも言われる患者数、そしてこの病気の存在を知らないで、日常生活に支障を来しながらも懸命に生活を送っている人たちを含めると100万人以上とも推測をされる患者数は、これからもふえ続けていく傾向にあると思ひます。ぜひ市民の皆さんや学校関係者の皆さんにこの病気のことを知っていただき、この病気で苦しんでいる患者さんの励みになるように、脳脊髄液減少症に関する情報等の周知徹底と、患者さんや御家族の方々に対する相談体制も考えていただくことを強く願ひ、要望いたすところでございます。

最後に、市長の御見解をお伺ひ申し上げまして、私からの質問は終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

脳脊髄液減少症で悩んでみえる方、いわゆる患者さんの数が30万人、そして潜在的な患者さんは100万人お見えになるということをお聞きして大変驚いているところでございます。

大変申しわけなく思うわけですが、私自身も、この病名すら今まで知りませんでした。国の方では平成19年から研究が進められているということでございます。

この病気につきまして、私も海南病院の山本院長にお尋ねをいたしました。そうしたら、病院の方としては、学会の方でも定期的な形で研究がされてきておるといようなことでございます。そしてまた、先ほど議員の御案内のように、来年の遅くとも初年度ぐらいのところで厚生労働省からのガイドラインが出るというふうに伺っております。この病気に対するガイドラインを私どももしっかりと熟知していかなきゃいかんということでございます。ブラッドパッチ療法は、先ほど来、議員が御指摘のとおり、全額自己負担で行うということで、山本院長によりますと、1泊されてその治療を受けられるわけですが、治療費は大体10万から十数万かかるだろうというふうにおっしゃっていました。また、診察に関しては保険が適用されるということでございます。そんなような形で、この病院につきましても、いわゆる拠点病院という形で病院を集約化して、しっかりと研究していこうということだそう、愛知県では名古屋市にございます中京病院、そして名古屋市立病院がその拠点病院として上げられているようでございます。そうした中で、海南病院としては、診察はするけれども、病院の方を御紹介申し上げるといような状況で対応してみえるとのことでございます。

先ほど来、教育課、あるいは健康推進課が答弁をしておるわけですが、私どもも、この情報提供ということについては、しっかりとした情報でないと大変また市民の皆様にも御迷惑をかけるということにもなりかねません。そうした中で、この病気で苦しんでいる、あるいは患者さんの励みになるような形をしっかりと情報として得まして、ホームページ等で掲載をさせていただくという方向で取り組みをさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、こんなにたくさんの患者さんがあり、脳脊髄液減少症という病気で悩んでいる方がお見えになるということに対して初めて知ったようなわけで、大変申しわけなく思っております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に渡邊昶議員、お願いします。
- 13番（渡邊 昶君） 渡邊でございます。議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

私が今回通告させていただいた案件は1件でございますが、その内容はと申しますと、平成22年度の予算というものが、今現在、部局において取りまとめされているだろうと思えます。これも終局に来ておるのではないかと思うわけですが、この場をかりて22年度予算の編成方針についてということで市長にお聞きしたいと思えます。これは、これから市長の思いを予算に取り込んで市民の皆さんに提供する、提供というよりは仕事をする一番大切な事業であるというふうに思います。

それで、現状下においては非常に行政が厳しくなる。予算を組むのにも、一般会計では歳入が一番大切であると。国保特会とは全く逆の組み方をするのが一般であり、国保は、まだ被保険者の皆さん方が、安全で、健康で、明るい社会生活を送るために、やむを得ず病気になった場合は病院にかかるわけでございます。そして、どういうふうになるかということ、保険者である市長は、その状況と実績をもとにして、仮定の上で歳出を組むわけでございます。これは、安定した医療給付が受けられる条件をつくるというのが基本でございます。それに伴って、歳出を見込んで歳入を決めるというのが国保の特別会計。一般会計は、一般の家庭でいうと、お父さんの収入に基づいてその家庭の中身が決まってくるということになるわけでございます。私どもの弥富市においても、我々議員だとか市民の皆さんは、納税義務を果たした上、市長さん並びに執行部の皆さんにいろんな要求を出すのが通例でございますが、市長の苦しいのは、決まった中で平等・公平に行政を行うという非常に厳しい使命を背中にしょって運用していかないかということになるわけでございます。そこで、予算で一番重要なのは歳出ではなく、歳入であるということは私も考えております。

先日、ことしの2月ですが、新聞紙上で非常に厳しい内容の記事が報道をされております。これは中日新聞、2月17日火曜日でございます。西尾張16自治体で財政の状況が報告されておるわけでございますが、「変動に開き」というタイトルで、私ども弥富市、そして一宮、飛島村、この3市町村は非常に変動が大きいという記事が載っておりました。それで、隣の蟹江、それから津島については、我々とは違って割合安定しておると。減額が少ないという記事でございます。16自治体の中で一番大きく減額を余儀なくされておるのは春日町です。これは、三河部と違って尾張部の16ですので、自動車関連の事業とか輸出等の企業があるということ。それから稲沢も非常に大きいと。私どもの弥富も大きいということが載っておりました。これは2月であるということで、多分、財政並びに総務の方に記者の方が来て聞いて、そしてこういう記事にしたいだろうと思いますが、私どもの税というものは、7月から8月にかけて市民に一番関係する市民税、これは課税状況調書をつくって結果を出すわけでございますが、その前だから多少開きがあるだろうというふうに考えております。それから固定についても、7月の終わりから8月にかけてだろうと思うんですが、概要調書調べをやるわけでございます。そこで大まかな内容ががっちと決まる。それ以前の記事だから厳しいだろうというふうに私は思うわけでございますが、ここで市長にお尋ねいたします。

11月25日、全協の場で、市長の状況報告の中で税のお話がありました。私がこれ先に出してから聞いたもんで皆さん方は重複をしますが、この場で、市民の皆さんに一番関係する個人市民税、法人市民税、固定について、現状でどのような状況にあるかをお知らせ願いたいと。金額については億単位で結構です。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

議員各位御承知のとおり、大変先行きの見えない経済不況が続いておるわけでございます。当然、私どもの市税の税収見込みにつきましても大変厳しい。来年度予算編成に対して大変苦慮しているところでございます。特に前年の所得税額を基準として納税をお願いする市民税につきましましては、一層の厳しさがあると思っております。

お尋ねの平成22年度市民税につきましましてでございますが、所得税の収入状況、あるいは近隣市町村の税収見込みの状況を参考にして、私ども弥富市としての算出をさせていただいております。個人市民税につきましましては、前年度予算の14%減、額にいたしまして3億5,000万ほどの減収というふうに見込んでおります。また法人市民税につきましましては、21年度のような大幅でない減収が続くと予想はしておりますけれども、ほぼ前年と同程度の予算額を想定しています。しかし、最近の急激な円高が長期化してまいりますと、このような減額に対しても補正をしていかなきゃならないというふうに思っているわけでございます。今のところ、21年度の法人税の決算額は4億円ほどに見込んでおりますので、それと同じ程度でございます。それ以上落ち込んだ場合におきましては、減額の補てん債をお願いしていかなきゃならないというようなことも頭の中には入れておかなきゃいかんということでございます。また、固定資産税につきましましては、大変ありがたいことでございますが、この数年伸ばさせていただいております。そして、来年度に向けましても前年度比で二、三%増という形を置かせていただいております。額にいたしまして1億2,000万円ほどの増と見込んでおります。これは、平島中区画整理事業のいわゆる貢献、そして企業誘致の川崎重工の名古屋第1工場の竣工が来春でございます。そうした形における固定資産税の増でございます。市税合計といたしましては3%ほどの減を見込んでおります。額にいたしまして2億1,000万ほどの大幅な減収の見込みでございます。平成21年度の決算見通しからすると、ほぼ4億ぐらゐの減収になるかというふうに思っておりますけれども、厳しい財政運営が求められるわけでございます。私ども弥富市は、平成15年から平成20年まで6期連続の増収基調でございました。しかしながら、この経済不況、大変まだ厳しい状況がここ数年は続くだろうという仮定のもとに私たちは財政運営をしていかなきゃいかん、そんな思いでございます。財政当局といたしましては、2億1,000万ほどの大幅な減収ということがここ数年続くという中で算定をしていきたいと思っております。

それでは、平成22年度の予算案につきまして、皆様に案としてお示しをさせていただきます。前年度比は、まだ決算額が出ておりませんので、21年度当初予算との比較でお話をさせていただきます。

市民税（個人）は21億6,600万円、前年比86%、法人市民税は3億4,000万円、前年比105%、固定資産税は41億4,000万円、前年比103%、たばこ税その他の税に対しましては

3億2,600万円で98.5%を見込んでおります。合計の税といたしましては、22年度当初予算として私どもは69億7,400万円を想定し、予算編成をしまいたい。前年度比97.1%でございます。各議員の御理解と御協力を賜ることを心からお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） ただいま市長から、3税並びにたばこ税等も入れているとお話をいただきました。いずれにしても厳しい状況下、間違いなく減額になることはわかるわけでございます。

そこで執行部へ、これから予算ができると予算執行する各部局の皆さん方が御出席になっておりますが、皆さん全員から私が突然聞くということもできませんので、私は総務部長に代表してお尋ねしたいと思います。それというのは、ただいま市税についてお話を聞きました。あなたは、予算というものはどのようなものであるというふうに理解をしておみえになるか、簡単をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 予算ということでございますが、私の思いといたしますか基本的な考え方でございますが、まず弥富市の総合計画がございます。これと一体性を持たせまして、市民にとっての必要な施策を遂行するために適切に配分するものであると。こうした財源につきましては、当然市民の皆様からお預かりしております貴重な税金でございます。無駄のない執行計画に努めまして、多種にわたる行政サービスを市民の皆様提供するために組み立てるものだと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 今部長が言われたとおりで、予算というものは、いざ執行というときは本当に緊張感を持って執行していただきたいということと、それはと申しますと、絶えず市長は、税は一円たりとも無駄遣いはいかんということを念頭に置いて皆さん方にお話をしてみえる、私どもにもお話しされてみえますので、私は、予算イコール税は市民の皆さんから預かった貴重なお金であるということを肝に銘じておいてほしいということと、使用については公平で効率的に執行すると。それには、義務と責任があるお金ですよということをよく肝に銘じておいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に行きますが、ただいま市長から税の内容についてお話をいただきました。実質、21年度の予算書を見ると、歳入項目は市債まで入れて21項目ございます。その中で市民の皆さんに一番関係する税3税、軽自を入れて4税になりますがお聞きしました。それで、全体の額もお聞きし、少し減額になるということもお聞きしました。それで、次年度に対して一般会計でどの程度の予算を編成することができるとお考えか、お聞きしたいと思います。

ちなみに、20年度の当初は億単位で127億、21年度は当初は136億ということになっております。21年度は、現在も予算の事業が続いております。前年度と比べると8%ほどの増額で予算編成ができたわけですが、22年度は、まだ今詰めてみえるところだからきちっとしたものは出ないと思います。私は出なくても結構です。おおむねこのくらいかなあということでもしお話ができるようだったら、お話がいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） お答えします。

まだ今現在、各課から出されてきている資料が取りまとめ中ということで、あと国からのいわゆる交付税等の額とか臨時財政対策債の発行可能額等まだ不明確な部分がありますので、あくまでも概算ということでしかお話しできないわけですが、まず税につきましては、先ほど市長の方から話がありましたように、市民税を中心にした減収がございます。もう一つ、暫定税率の廃止によって譲与税の減少がございます。これにつきましても、代替措置に関してはまだ未定という中で、そういった不明確な部分があるということでございます。それで、新規事業の中の保育所の建築に関しましては起債を発行するという部分がございますので、そういった起債を本年度より多く発行することによる収入の増があるという中で、全く不明確なわけですが、おおむね予算のトータルとしては、今後さらにほかの事業に対して起債の発行が可能かどうかの検討もありますので、その辺のところも不明確という不明確まるけでございますので、本当に責任を持ったお答えはできない状況でございます。その辺はお許しいただくという前提のもとに、大体140億ぐらいじゃないかというふうに考えております。ただ、余りにも不確定な要素が多過ぎるということでお願いしたいと思えます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 私もちっと無理な質問かなとは思ったんですが、不明確はわかっております。ただ、21年度は136億だったと。それで私は、これに似ただけの予算は組めるのかなあというふうに心配したから聞いただけです。これは、これから市長部局におかれまして詰めた上で数字が固まってくるだろうと。3月の予算議会があります。そこできちっとしたものが出るということはわかっておりますので、今のお答えで結構でございます。

それでは次に入ります。

またこれ飛んだ話になりますが、弥富市の行政を眺めるには一番税が大切であると、歳入が大切であるということは、市長も、市長になられてから弥富市の集中改革プランというものをつくって計画的に協議しながら努力してみえるということでございます。それはさておきまして、市長は1期4年、市民の負託を受けて市政を担当されております。船に例えて言

うなら船長です。これで3年目を迎え、3年目が一番重要な年度であると思います。その予算をこれからつくるわけです。そして、最初の1年、2年目、この年度についてどのように考えてこられたか。これは済んだ結果でございますが、そしてまた向かう3年目はどのような考え、夢を持っておみえになりますか、まずお尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

1年目、2年目、3年目ということでございますけれども、大変重要な年ばかりでございますので、1年目がどうだ、3年目がどうだということを申し上げることは少し差し控えさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても自主財源をしっかりと確保し、さまざまな社会資本整備、あるいは社会保障の充実、教育環境の整備、そしてまた広く市民からの負託にこたえていきたいという形で、この3年間やってまいりました。今後につきましても同じ気持ちでございます。先人の皆様の御努力において、先ほども申し上げましたように、平成15年から弥富市は6期連続の増収という形でまいりました。しかし、来年は大変厳しいということを先ほど申し上げたばかりでございます。そうした中において、しっかりと歳入、そして歳出項目をよく見きわめながら、歳入歳出のバランスをとりながらさまざまな執行をしていきたいということでございます。

そういった中で市民税に大きく影響が寄せてくるわけでございますが、先ほど財政部局からも話がありましたように、大変不透明なことが現在ございます。国あるいは県の補助金はどうなっていくんだ、あるいはさまざまな形にける新規の事業等々もあるわけでございますが、少しその辺のことにつきまして歳入と歳出の項目の中でお話を、ちょっとポイントを置きながら来年度に対する取り組みを考えさせていただきたいと思っております。

一つは、先ほどから何回も言っておりますように、歳入においては個人市民税が大きく減額をするということでございます。それから、固定資産税については若干伸ばさせていただけるかと。法人市民税については、ほぼ同額という形で予算を立てていきたいというふうに思っておるわけでございます。そしてまた、担当が話をしましたように、税外収入といたしましての暫定税率の廃止に伴う弥富市の影響は約1億あるわけでございます。歳入として、今の現状の中ではこの補てんをしていただかなきゃいかんわけでございますけれども、今の新政権の中ではそのお考えはまだないようでございますので、大変厳しい現実だというふうに思っております。

それから、市債につきましては事業計画に基づいてやっていきたいと思っておるわけでございますが、弥生保育所の新しい建設につきましては、いわゆる合併推進債を使用していきたいと思っております。合併推進債が平成28年度まで、合併してから向こう10年の中で使えるわけでございますので、これをお願いしていかなくやいかん、そんな思いでございます。

これは、90%が市債という形で充当していただけるということでございますので、我々としては1割をまずは用意していくという形で、合併推進債を市債として発行していきたいというふうに思っております。

それから歳出でございますけれども、人件費につきましては、22年度から地域手当が御承知のように8%から3%に減額になります。そのほか昨今の賃金の改定等々をお願いしているわけでございますが、それが歳出といたしましては8,700万円の減になる。人件費としては8,700万円の減になるというふうに思っております。そうした中で、平成22年から向こう3年間にさまざまな事業を展開していかなきゃならないわけでございますけれども、平成23年度、24年度に計画をしております第2桜小学校の建設におきましては、その財源をしっかりと確保していきたいというふうに思っております。特定財源である国の支出金、地方債を除きまして、私ども一般財源としては約7億円を準備していきたいと思っているわけでございます。平成22年度においては、来年度規模だけで2億円をいわゆる基金として積み上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解も賜りたいと思います。また、さまざまな形の事業ということについても、議員の皆様にお示しをしていきたいというふうに思っております。一番大事なことは、やはり義務的な経費。扶助費を中心とした義務的な経費はやめるわけにまいりませんので、多少の増にはなると思いますが、しっかりと予算化をしていきたいというふうに思っております。そうした形で財政は大変厳しい状況ではございますが、皆様の御理解をいただきながらしっかりとした予算編成をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 12時が近くなりましたので、ここで暫時休憩をとります。午後1時から再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

渡邊昶議員。

- 13番（渡邊 昶君） 午前中に引き続いて質問をさせていただきます。

先ほど、私が市長に1年目、2年目、3年目はどうですかという質問をしたんですが、市長からは、1年、2年、3年に区切りはないよと。各年各年、緊張感を持って行政に対応しておるんだというお言葉をいただきました。非常にいい言葉だと思います。努力をお願いしたいと思います。

そして税については、私ども弥富市では、南部の港湾地帯には景気動向の影響を受けやすい物流や製造業、輸出関連の企業が多くございます。まだまだこれからもうんと伸びていくだろうというふうに期待を持っているわけですが、いずれにいたしましても、世界的不況によりまして大幅な落ち込みが懸念されておる。事実、聞いたとおり、税収入については減額が予測されておるわけですが、なお一層の努力をお願いしていきたいと思います。

次に行きます。

そこで私の三つ目ですが、これで市長さんになられてから3回目の予算策定をされるわけですが、今まで自分の考えと意思を行政に力を入れてやっていただいておりますが、次年度、何か目玉となるものがあるか、考えてみえるものがあるかということ。これはなぜかといいますと、1年、2年、3年と来て、一つずつの節目をクリアしていくわけですが、そして、負託を受けた年限の中で具体的に意思を実施に向けて動く時期であると思うので、重要であるというふうに申すわけですが、だから、現状を見て、言葉は悪いかもしれませんが、手のひらを返さなければいけないこともあるかもしれません。そして、私はお願いするわけですが、過去の流れと慣習を基本にして物事に当たるとのことではなく、スタッフの部局の皆さん方ともよく話をし、地域の住民の理解をとりつけて一生懸命やっていただきたいと。市民は非常に期待を持って服部行政を見守っていると私は思うからでございます。

それで次、もうすぐ21年が終わり、22年に入る。そして予算をつくるということになるわけですが、今年の4月には向こう10年間の指針となる構想をスタートしたわけですが、そして、新春の市民の集まり、並びに新聞にも報道されておりましたが、仕事始めのときに市長は、市民に喜んでもらえるまちづくりがしたいんだと。そして、柱を立てて福祉政策の充実、都市基盤の整備、そして重要な税、自主財源の確保を柱にして進めたいと。これは、三つ合わせて生活関連の社会資本の整備、片仮名語で言うとインフラの整備だと私は思います。来年度はこのような形で進められるかどうか、考えがあったらお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

来年度における重要施策があるかということでございますが、基本的には今までの中でもお示しをさせていただいておりますように、私どもとしては、渡邊議員御指摘のように、弥富市が総合計画を立案いたしまして、向こう10年のまちづくりという形で市民の皆様へ御提案申し上げているところでございます。そして、来年が2年目になるわけですが、そうしたことに對しては、先ほどの話の中にありますように、社会資本の整備を計画的にやっ

ていく。あるいは社会保障費、介護福祉、医療といった問題についてもきちっとやっていく。あるいは教育環境の整備という形で、またこれもしっかりやっていくということでございます。そうした中で、計画的に既に皆様にお示しさせていただいているものについては、いわゆる歳入歳出のバランスの中でしっかりやっていきたいというふうに思っております。特に義務的な経費である扶助費等については、待ったなしという状況の中で進めさせていただくというふうに思っております。私は職員の方に、予算をそれぞれの部局でつくっているわけでございますけれども、大変厳しい現実をしっかりとわきまえていただきたいということをおねがひ申し上げておるわけでございます。

そうした考え方において、予算編成に当たる要領を各職員の方に示させていただきました。8項目ほど、しっかりと精査をしながら予算をつくってほしいということでございます。一つには、市民にとって必要な施策は的確に把握すること。そして優先度、あるいは緊急度に応じた事業計画、事業採択を効果的に進めること。あるいは、新年度においての新事業については事業効果をしっかりとわきまえること。そんなようなことにしっかりと取り組んで来年度の予算編成に当たってほしい、あるいはそれぞれの事業計画に当たってほしいということを各職員に話をさせていただいております。そして、23年までの中で、先ほども話をしましたように第2桜小学校の建設の問題、あるいは防災公園の問題、保育所の問題等々があるわけでございます。そうしたことをしっかりとやっていきたいと思っております。いずれにいたしましても大変厳しい予算編成になろうかと思っておりますけれども、歳入状況をよくわきまえながらしっかりとやっていきたいということでございます。特に大きな目玉というようなことについては考えておりません。しっかりと現実を見ながら進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 特にこれという目玉はないよと。だが、重要施策は8項目ほど上げて、スタッフの皆さんと十分協議し、よりよいまちづくりに努力したいという心意気でございます。非常に僕はいいことだなあと思います。

そこで、将来にわたっての税等を考え、僕が勝手に思うことでございますが、二つほど、今からスタートするということと、実施に向けて最大の努力をしてほしいという問題がございます。それは何かといいますと、このもとは、いずれにおいても自主財源の確保に向けて力点を置くということで、不況のときこそ全力で社会の変化に対応し、市民の皆さんに安心と安全を与えると。それというのも、予算の原点は税であると。

そこで、先日政府の行政刷新会議による事業仕分けの作業も終わりました。皆さん御存じのとおりだと思います。その中で私が新聞の記事で一番気になったのは、市長が以前にも我々に報告していただきました港湾整備事業でございます。この8月ごろに現場の方に入っ

ていただいておりますように聞いておりますが、「整備予算圧縮」というタイトルで新聞に掲載されたわけでございます。これは11月21日ですが、「第3バース完成未定」というタイトルで大きく載ったわけでございます。これは何かということ、事業仕分けの予算圧縮ということで、第3バースの総事業費は、私どもも聞いたように264億という予算が前政権のときには公表されておったわけでございます。それが、せんだっての事業仕分けで、ちょっと待ちなさいということで物言いがついているわけでございますね。完成時期は未定ということになっているわけでございます。だが、前原大臣は、場所によっては重点配分を考えておるということを言ってみえるわけです。私どもの弥富市の鍋田ふ頭についても可能性は十分あると思いますので、重点施策の一つとして最大の努力をお願いをしておきたいと思います。そして、スーパー中樞港湾のうち、国は2ヵ所ほどを重点的に予算配慮するよということを行っているわけです。2ヵ所ということになると、新幹線の駅のように東京・大阪・名古屋というふうになるとうちが3番くじを引くわけです。東京から来て東京・名古屋・大阪と来ると2番くじです。これは、政治的な努力が非常に必要になってくるというふうに思う。だからこそ、愛知県、名古屋市、管理組合、そして私どもの市長が最大の努力をしていただきたい。そして、市民が安心して暮らしができるような体制づくりをお願いしたい。それを一つ私はお願いするわけでございます。

そしてもう一つは、つい先日の中協のときにお聞きしましたが、来年度の12月をめどにして換地処分を終わりたいというお話がございました。これ平島地区の地権者並びに区画整理組合の皆さんの本当に並々ならぬ努力によりまして、立派に面の工事は完了するわけです。あとは事務的处理、換地処分という権利指定の仕事が残るわけでございますが、まだまだ現状では未完成の部分もあると思います。ここまでできた平島を弥富市の本当に中心的なまちにするのには、さらなるインフラの整備、そして他地区とのつながりをスムーズにするために一層の道路網の整備が私は必要ではないかと。このままで終われば、本当に箱庭で終わっちゃうというふうに思うわけです。つながることによって地域間交流ができる、人間のつながりができる、生活が豊かになると、あらゆるものが経済効果として出てくるわけです。だから、二つ目には、この地域をなお一層よくするために何を加えるかということです。私の思いでは、名古屋十四山線の着手・完成が切望されております。名古屋市につながる名古屋市の都市計画道路日光大橋西線は、用地の取得、物件の補償等も済み、間違いなく工事が進んでおりますので、近々のうちには完成するだろうと。となれば、西尾張中央道から西、坂中地地区は農免道路でつくりました。この名古屋十四山線を今の状況よりももう一つ上に格上げして、平島地区はもとより弥富市全体のまちづくりに、生活基盤の充実、利便性、強いて言えば旧十四山と旧弥富が合併したことにより両地域が融合し、一体化できることにかかっていると私は考えております。そして、この弥富の平島から真っすぐに名古屋へつなが

る、愛知県の中心につながる道路の整備。現在は、国道1号、南は名四国道がございますが、生活用道路としては使えんことはないが、使い勝手の悪い部分もございます。この中で名古屋につながれば、非常にすばらしいまちづくりが周辺もできるのではないかというふうに思うわけでございます。そして土地利用の高度化、究極は税にもつながると思います。この2点を今すぐ入れるとか入れんじゃなしに、私は重点的にも考えていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員から二つほど御質問をいただいております。事業仕分けにおけるいわゆる凍結であるとか、あるいは延期とか見直しとかということがされておるわけでございますけれども、私ども弥富市にかかわる問題として鍋田ふ頭の第3バースという件でございますが、議員指摘のように11月21日の朝刊に、向こう7年で完成するということに対する、例えばバースだけは2011年に完成するという事業で、国の方で進めさせていただいておるわけでございますが、それが事業仕分けにおいて完成が11年には難しいだろうというようなことが記事として載ったわけでございます。ちょうどその日に朝の10時から第3バースの着工式のセレモニーがあったわけでございます。どうしてこういうタイミングでこういう記事が出るのかということで、私もしささか不思議なわけでございますが、しかし新聞の記事に載ってよかったなあと、半面そう思います。そこに出席していただいている方は、すべてが第3バースを推進していきなきゃいかんという国の官僚であったり、あるいは名古屋港の管理組合の管理者が、今、名古屋市長の河村市長になっております。河村市長にも力強く鍋田の第3バースは推進しなきゃいかんということで、いろんなことで問題を今私どもとしても河村市長との中ではあるわけでございますけれども、唯一、私たちが今現在共有できる問題が、この鍋田ふ頭の第3バースではないかというふうに思っております。これは絶対やらなきゃいかんと、力強く進めていただいております。

そして、この問題につきまして、私も11月28日に民主党の県連代表の伴野代表に、国の方に陳情していただきたいという形で要望書を渡させていただきました。そして、12月3日に幹事長室の方へ届いたという形でございます。今は、事業仕分けから陳情仕分けというような状況になっておるわけでございます。必ずフィードバックしていただきたいと伴野代表にもお願いをしているところでございます。いずれ、そのお答えが告示しをしていただけるのではないかというふうに思っております。渡邊議員がおっしゃるとおり、スーパー中枢港湾に対して国土交通省の大臣は絞り込みをしていく、いわゆる国際競争力に勝てる港づくりをしっかりとしていくということでございます。韓国においても中国においても、すばらしい港が今あるわけでございます。日本における全体の予算をもっと集約化して、スーパー中枢港湾を絞り込んでいくということでございます。全体の予算は削減されておりますけれども、

集中化することにおいて国際競争力をつけていくということでございます。その一つが、東京・横浜のセットでございます。もう一つが大阪・神戸のセットでございます。もう一つが私ども名古屋と四日市のセットでございます。この三つのところを一つか二つに絞り込んでいく。そして、集中的に資本を投資して国際競争に勝つ港にしていくということでございます。この論議は、来年の6月までにしっかりとその方向性を定めることになっております。こういったところがスーパー中核港湾に選ばれるかということでございますけれども、私どもといたしましても、先ほどいいましたように、さまざまな形で国の方にも御要望申し上げていきたい。名古屋港は、今現在日本一の貿易の扱い量でございます。ただ、コンテナにおいては、横浜港、東京港に負けるわけでございますが、全体の貿易の扱い量は日本一でございます。そういった意味で、決して名古屋飛ばしをしていただかないように、力強くお願いをしているところでございます。いずれにいたしましても、来年の夏ごろまでにその方向性を国の方はつけるというふうに言ってみえますので、今後も要望を関係者一緒になって進めていきたいと思っております。

二つ目の、平島地区における区画整理事業が来年22年度をもって一応の、十数年かかってきておるわけでございますけれども、終わろうという形になっております。その中で、まだ道路が未完成であることは御承知のとおりでございます。私といたしましては、南北道路の向陽通線を早く1号線まで持っていきたいという気持ちを持っております。そして、今年度には、それに対する測量をしていくということを考えております。そして、もう1本は、議員御指摘の名古屋十四山線でございます。これは、まだ県の方から少し未買収のところがございます。なかなか東へ進むということについておくれしているわけでございますが、これも関係者団体に対してお願いを申し上げて、名古屋十四山線も早く抜けられるような形でお願いを申し上げていきたいと思っております。そうすると、いわゆる東西南北という形でのしっかりとした道路ができ上がってくる。今、南下しております国道155号線、名古屋第3環状線ときちっと結びつくということで、非常に大きなネットワークになるというふうに思っているわけでございます。そうした形に対して平島中区画整理事業の役員の皆様、あるいは地権者の皆様に対して大変な御努力をいただいたということで、今すばらしいまちができつつあるというふうに思っております。今後とも御支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。
- 13番（渡邊 昶君） なお一層、御努力を頼んでおきます。

時間ももう本当になくなってしまったのでちょっと走りますが、通告の4番目でございます。出しておる項目は、政府において事業仕分けが行われた。本市においては、その仕上げはどのように考えておみえになりますかという質問を出しているわけでございますが、政府

においては9日間にわたり事業仕分け作業が行われ、数多くの問題点が出たというふうに報道されております。それによりまして、国は現行の概算要求基準はまず廃止するよと。そして二つ目に、民主党政権になってから国民の皆さんに示したマニフェストに従い、施策の実現のために予算を組み替えますよということも言っておるわけです。そして三つ目には、既存の予算についてはゼロベースで厳しく順位を見直して、要求段階から積極的な減額を行う等を上げ、事業仕分けが終わったわけでございます。本市においても、その動向には細心の注意をもって予算編成を行っていくということが大変重要であるというふうに思います。このような厳しい状況下において、市長さんが掲げられる柱の実現と総合計画の実現や行政集中改革プランの達成、まちづくりを進めていく必要があって、市民のニーズにも対応していかなければならないと。より一層の創意工夫によりまして経費の節減に努めてもらいたいと思うわけでございます。そこで、市長は、国が行っておる事業仕分けという方法じゃなく、弥富市型の仕分け方があるかないか。もしあるとするならどのように行おうとしてみえるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員に申し上げます。

弥富市としての事業仕分けということは、基本的に考えてしっかりやっているかということとでございますので、この問題につきましては総務部長が統括してやっておりますので、総務部長の方から答弁をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 渡邊議員の御指摘のとおり、行政刷新会議におきましてワーキンググループによる事業仕分け、これは447事業9日間の日程で終了されました。本市におきましてこういう事業仕分けはどうかということでございますが、本市におきましては、事業仕分けの前段階に当たると思いますが、昨年度から行政評価システムというものを導入の準備をしております。現在、この行政評価システムについて、内部で事務事業の目的、手段、成果を明確にしまして、活動の結果や成果がどうだったのかということ、一定の基準・視点に沿ってあらわしまして、その成果について今後の行政運営の改善につなげていくという考えを持っております。さらに、その仕組みにつきましては、この行政評価を来年度からの導入に向けまして、各課において150件に及びます事務事業の行政評価シートを作成いたしまして、担当の部課所において事務事業の評価・点検をしてまいりたいと考えております。

この事業仕分けにつきまして、市が実施しております事務事業を市民の視点から点検する外部評価として、事務事業の目的、手段、成果から事務事業の今後のあり方について仕分ける作業でございますが、この事業仕分けにつきましては、外部の視点で事業の必要性を考えるのは特に有効と評価する半面、効率優先の問題や議会軽視との意見など、さまざまな課題

があると聞いております。この導入に当たりましては、国や県の動向も注視しつつ、先進地事例などを参考にしまして慎重に今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 最後になりました。時間がなくなったので細かいことはお話しできませんが、行政仕分けをするということは、まちも考えてみんなで努力するということでございます。仕分けを経験することは、一人一人の皆さんが税金の使い方に厳しい自覚を持つことができ、そこに意義があると私は思います。

そこで、今回私は飛び飛びの質問になりましたが、この内容で質問したということはどういうことかと申しますと、日本経済の景気動向というものは、20年後半以降、原油、素材価格の高騰に加えて、アメリカにおけるサブプライム住宅ローン等を背景とした金融市場の混乱が世界的な経済危機に発展し、外需に多くを依存する私ども日本経済も、非常に強く影響を受けて急激に減速したがため、今では弱いながらも一部値下がりとはまる兆しが見えているように思われます。そうした中でデフレも進んできたわけですが、政権も民主党中心の政権に変わり、仕分けも終わったわけでございますが、詳細な発表はいまだかつてないが、すべての予算を組み替え、歳出の中身を変えるという厳しい状況にあるがために、私ども弥富市においても、その動向には細心の注意をもって、次年度22年度の予算編成を行っていただきたいということと、行っていく必要があるんじゃないかと考えたので、今回の質問になったわけでございます。どうか市当局におかれまして、我々議会も全面協力するという条件をつけて最善の努力をお願いし、私の質問を終わりたいと思います。

最後に、市長からコメントがあったらお話ししたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員から、各項目にわたりまして御質問等をいただきました。皆様にお知らせさせていただいているように、平成22年、市税という形での歳入は大変厳しいものがございます。しかしながら、しっかりしたまちづくり、あるいは社会福祉といったようなものについては待ったなしでございます。そうしたことを十分考えながら、まちづくりを皆さんとともに推進していきたいというふうに思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に山本芳照議員、お願いします。

○9番（山本芳照君） 9番 山本です。通告にしたがいまして、私は3件の質問をさせていただきます。

初めに、ことしの10月8日に愛知県の知多半島付近に上陸いたしました台風18号に対する

市の対応についてお伺いをいたします。

当初は、50年前の伊勢湾台風と似たルートを通り、大きな被害も予想されましたが、幸いなことに、当初の和歌山県潮岬に上陸する見通しが8日の早朝に知多半島に上陸したことによって、台風の西側に当たりました弥富市は大きな被害もなく済んだと思っておりますが、今回のこの台風に関して、市として市民にどのような避難情報と避難場所に対する受け入れ体制をとっていたのか、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 過日の台風18号に対します市民に対する避難態勢はどのような態勢かということでございますが、これにつきましては、10月7日の警報発令6時間前に、午後4時でございますが全庁連絡いたしまして、非常配備態勢を当日の午後8時にとるということの徹底と、当日は平日でございましたので、閉館時間から8時までの間の各施設の自主避難に備えた配備態勢をとりまして通常勤務とさせていただきました。そのような態勢でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、市の方では7日に対策本部を設置し、準備をしたということであります。

私の近くに住んでいる住民の方から、今回の台風は、そういった意味で伊勢湾台風と同じようなルートをとるし、大型で強力であるというテレビ等の情報を得ながら、それだけ大きな台風であれば早目に避難をした方がよいだろうということで、それぞれ避難箇所に問い合わせをしたところ、白鳥のコミュニティセンターが住民の方には一番近い避難場所ということで問い合わせたところ、午後8時以降しか避難は受け入れないという返事がされ、自宅待機を余儀なくされたということでありました。なぜこれだけの大きな台風が来るということが予測されていたにもかかわらず午後8時以降しか避難ができなかったのか、市の考え方を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） なぜ午後8時からしか避難ができないのかという御質問がございましたが、これは電話での受け答えの中で言葉の行き違いがあったのではないかとということで、これはあってはならないことでございます。先ほどもお話ししましたように、当日につきましては午後8時から非常配備態勢ということがあったわけでございますが、その間の自主避難に対する各施設の対応といたしましては、職員が通常勤務につきまして自主避難に対応するということ徹底をしておりました。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今の答弁を聞いていますと、いつからでも避難はできましたよという

ようなニュアンスの回答でありましたけど、間違いなくそういう返事しか受けていないということで、雨の暗い中、車で移動したということでもありますけど、今回のこの台風に関して、弥富市内では何人ぐらいの皆さんが避難をされたのか。そして、世帯数でいうと何世帯ぐらいがどの小学校区ごとに避難されたのか、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 当日の自主避難者数におきましては、全部で32世帯62名でございます。それで、学区ごとにはちょっとわかりませんが、該当する白鳥コミュニティセンターにつきましては、6世帯14名の方が自主避難をされてみえます。それで、障害を持ってみえる方が1名1世帯あったということをつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、全体で32世帯の方が避難されたと。小学校別では把握していないという回答でありましたけど、弥富市の地域防災計画の中には、きちっとこの表に基づいて避難した人は書くようになっていきますので、また一度精査をして、どこの地区で何人何世帯避難されたのか、明らかにしていただきたいと思います。

今回の台風、私どもの区長補助員さんは心配されまして、自分たちの地区からこういった方が避難をされたのか、ある意味では把握する必要があるという判断に立ちまして問い合わせたところ、プライバシーの侵害になるのでそれは教えるわけにいかないというふうに断られたと聞きましたが、なぜそのような対応しかできないのか疑問に思います。区長補助員さんは、イコール私どもの自主防災組織の副委員長も兼ねているわけでありますので、当然自分のところの地区の住民の心配をするのは当たり前のことでありますので、そういった方に答えなくて、一体全体地区のだれが避難しているのか、だれに明らかに市の方はするつもりでおるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 1点目の、各施設の避難状況の世帯数、避難人数については、各施設の方で把握しております。学区ごとというお話でございましたが、その集計がちょっと出ていませんでしたから、後で必要であればお渡しをいたします。

それと、今の避難者名をなぜ公表できないかということでございますが、これにつきましては、やはり個人情報との関係から控えさせていただいております。先ほども言いましたが、家庭家庭での自主避難ということでございますので、家庭家庭での御事情もありましょうし、当然、自主避難については自助・共助部分もございますので、たとえ役員さんであるにしろ、その辺については控えさせていただいております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） こういったことは人命にかかわることでありますので、そのために各

地区に自主防災組織も組織されておりますので、確かにプライバシーの問題もあることは否定しませんけど、少なくともこういった役員さんには一定程度の情報を知らせる必要が私はあるかと思うので、一度この関係について御検討をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 自主避難された方の氏名といったことに対する公表の問題でございますが、これはあくまでも基本的には本人の御同意が要るわけでございます。そうした中でお示しをさせていただくというのが私は本意だろうというふうに思っております。しかしながら、台風等の緊急時でございます。そうした中でお名前を区長さんとか区長補助員さんに提示させていただくことは必要とも考えておりますので、こういったときについては、後ほど御本人の方には確認をとるといような形で今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） プライバシー問題に触れる部分があるかと心配するのは当たり前でありますけど、いろいろ考慮しながら、やはり地区の責任者の人には私は知らせた方がいいんじゃないかというふうに思いますので、またいろんな方法を検討されながら、連絡方法について一考をお願いしたいと思います。

また、今回のこういった避難した方について、役所の方は、それぞれ家庭の事情があって避難された方もおるとは思いますけど、その避難された状況について内容等々を含めて把握されているのかどうか、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 私ども自主避難についての把握につきましては、各避難所にそれぞれ担当者をつけまして、一応氏名・年齢それぞれ聞き取り調査を行いまして、先ほど自助・共助という話もありましたが、やはり食事も持ってみえない方、また毛布等もない方につきましても、非常用のもので対応したというのが過日の状況でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） なぜそれぞれの皆さんが避難されたのか、やはり市の方がきちっと把握していれば、これからこういった災害等々のときに、その避難された皆さんに連絡することが、これからこういった風水害等発生する場合、事前にお知らせしたり、早目の避難の勧告等もできると、このように思います。当然、この弥富市はマイナスゼロメートル地帯でありますので、特に地盤の低い方は早目に避難をされるだろうと思っておりますので、これからもこういった避難をされた方の状況について、それぞれ個々にきちっと把握をされて、データをもとに一人でも被害に遭わないようにぜひ努力をしていただきたいと思います。

それに関連いたしまして、市民の避難場所ということについては皆さん大変関心を持って

おります。今年度予算の中で白鳥学区に建設予定の防災広場の関係について、その後の進捗状況はどのようなになっているのか、わかっている範囲で結構ですからお答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 白鳥学区の防災広場の件の前に、先ほどまでの避難の関係の防災体制について、台風18号の経験から、今後、避難場所についても充実した体制で、1学区1ヵ所程度に絞った形の中で避難態勢を充実したいと考えております。

それから、伝達手段といたしましてケーブルテレビ、また同報無線等の手段を使いまして、避難所開設情報の充実も周知徹底を図りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それから、防災広場の進捗をということでございますが、場所につきましては、白鳥学区地内の自治会長さん方にほぼ御理解をいただきまして場所を特定いたしております。その中には4名の地権者の方がお見えになりまして、2名の方につきましては、ほぼ内諾を得ております。ただし、共有で2件、市外の方がお見えになりまして、その方については年度内に決着するよう交渉中でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 市民の安全確保に向けて、一日も早く各小学校区に防災広場の建設をよろしくお願いいたします。

次に2点目、排水機場の管理についてお伺いをいたします。

11月10日から11日にかけて海部地方に大雨が降りまして、この結果、私どもの地区を流れる宝川（市江川）の水が逆流をいたしまして、私どもの用水路からあふれ出た水が佐古木1丁目の竜頭公園付近では約20センチぐらいの浸水状況、こんなことになりました。この原因は、新孫宝排水機場のポンプが全く動いていなかったということがわかりました。うちの実行組合の役員さんが、明け方3時ごろ起きて自分の周りの用水路を見たところ、物すごく増水しているので、慌てて1号線のところにあります排水機場を見にいったところ、逆流していたということで、地区の区長補助員さんにも連絡をし、市の方に直ちに排水機を動かすように連絡をとったところ、市の方では、夜間は係員が常駐でないので連絡がとれないという返事であったというふうに聞いています。その結果、排水機は朝方の9時前後に動いて水が引き始めた、こんな状況であったということでもあります。弥富市の地区防災計画書の中には、この宝川の排水機の管理は孫宝排水土地改良区が責任者になっているというふうに載っていますが、少なくとも弥富市もゼロメートル地帯でありまして、また弥富市を流れる木曽川を除いたすべての川は、排水機によって海へ水が放流されていると思っていますけど、排水機を管理しているところは、住民の命と暮らしと財産を守るという気持ちで私は運転をされていると思っていますけど、市はこういったところに対してどのような指導をなさって

いるのか、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、今の御質問にお答えをさせていただきます。

市としての指導でございますが、現在、孫宝排水土地改良区で管理しております運転手は2名ございまして、台風・大雨等の増水した場合には、危機管理意識を持っていただいて迅速に対応していただくようお願いしているところでございまして、先ほど議員が言われましたように、住民の生命と財産を守る上でも、管理者であります土地改良区の方に注意・指導を行っておりますが、今後につきましても、そういった体制で指導していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 市が本当に危機管理を持って管理を任せておるのかどうか。これは市から孫宝排水土地改良区に頼んであるのか、県の依頼でここがやっておるのか、どちらでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

今、県も市も指導は当然させていただいておりますし、孫宝の排水機場を設置する段階で愛知県の方で操作規則というのを設けておりますので、そういったところで両方で指導しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 先ほども申し上げましたように、弥富市を流れるすべての川は、例えば鍋田川でいいますと、鍋田川の土地改良区と愛知県と三重県が管理していると。それから、伊勢湾岸の末広川排水機から稲山の第1排水機はそれぞれ鍋田土地改良区、それから鍋田1号関係は愛知県、宝川関係では今言いましたようなところ、それから善太川はどこが管理しているのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 善太川につきましても、2級河川ということで愛知県の方で管理しております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） こういったところは、それぞれ土地改良区、県の職員の方が管理をしているということでありますけど、ここの職員の方は何人体制で、何時から何時の勤務であって、こういった排水機等の稼働について、例えば大雨が降る、台風が来る、それぞれ気象状況について必ず把握をしていると思っていますので、台風のときには徹夜態勢をとるのか、

大雨が降るということが事前にわかっていれば徹夜態勢をとっているのか、その辺のところを教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 職員の体制でございますが、平常は8時半から5時15分ということでございまして、こういった大雨等の予想されるときにおきましては、先ほども言いましたが、新孫宝排水機場の操作規則によって、かなりの降水が見込まれるということでありましたら、ＴＰのマイナス2.6メートルを超えることが予想される場合につきましては、マイナス3.6メートルの段階で運転をさせていただき、またマイナス4.1メートルを下回る場合において停止をさせていただくということで、こういった規則に基づいて運転を行っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 水位に対する一定の規則があつて、そのように手配をとるということでもありますけど、孫宝排水機は新しく、ここ近年設置されたと聞いていますけど、この新しい排水機、例えば人がいなかったら自動にタイマーが入って、一定の水位になれば水が当然排水されるような装置になっているべきだと思いますけど、その辺の把握はどのようになっていますか。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の自動装置の関係でございますが、20年度に新孫宝排水機場が完成をされまして、本年の5月16日に排水機場の起動式が行われました。この計画に基づいて完成したものにつきましては、自動装置については装備されておりませんので、今後そういった指摘のとおり、いろんな機器とか連絡網とか、オート装置をつけるということになると監視カメラとか、その運転手のところに自動的に電話が入るようなＮＴＴの回線を使って連絡をとるとか、そういった運用も含まれますので、現時点での装置につきましては、そういったことで手動という形をとらせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今回の11月の場合、この海部地方に集中的に雨が降ったということで、予測されていた事態なのか、予測されていなかった事態なのか。そういったことに対して人がいないからポンプは回らんよでは、おのずからは水害が発生するわけではありますが、そういったことに対して市はどのようにこれから考えていくのか、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

佐古木地区竜頭公園地区の浸水問題でございますが、11月10日から11日にかけての問題も

さることながら、台風18号でも私は朝巡回をさせていただきまして、その浸水状態を確認しているところでございます。先ほど市と土地改良区との確認事項等々がございませけれども、一番大事なのは、住民の安心・安全に対してどう行政と土地改良区が連絡を取り合ってやっていくかということだと思っております。管理のキャッチボールをするわけではございません。そうした中で、こういうような状況に立ったときには事前に各土地改良区の排水機が順調に回転できるように、我々行政からも土地改良区に対して要請をしていくということが大事ではなかろうかと思っているわけでございます。今後は、今回の教訓を生かしながら、そのような形でとらえていきたいというふうに思っています。

なお、佐古木地区竜頭公園近くの浸水問題につきましては、抜本的な工事が要するというふうに思うわけでございます。一昨年、少し排水という形で工事をさせていただいたわけですが、今回台風18号、あるいは11月10日の雨の問題については、ほとんど機能が不足しているということがわかりました。そうした状況の中で、今度の台風という形が予想される前にしっかりと予算を計上し、しっかりと測量し、その地域の方に対して安心・安全という中で生活していただけるように工事を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひ、市民の命と暮らしと安心して住めるまちづくりのために、一層の努力をお願いしたいと思います。

これに関連いたしまして、私は、この議会の中でも佐古木地区の用排水路が市江川と直結しているという構造上から、佐古木地区を流れる用排水路は2ヵ所の水門をもって水位の調整を行っている、これが実態であります。今回の11月の関係についても、既にもう田んぼの関係は終わっておりまして、水門はオープンの状態になっていたわけでありまして。そのために、宝川の水が増水したことによって、今市長からお話がありましたように、佐古木1丁目の辺では冠水をしたということでありまして。確かにオーバーフローした水が旧十四山の方へ流れるように一定程度の工事はしていただいておりますけど、残念ながら現状は浸水をしたという事実であります。こういった地区の皆さん、実行組合の皆さんも、夜中に起きて、心配しながら用水路の管理をしているわけでありまして、今回20センチぐらいで済んだのも、実はここに水門扉が設置してあるわけでありまして。昨年この扉が腐食いたしまして、自分たちのお金で鉄製からステンレス製の扉に取りかえたという経過があります。今年度も4枚の扉のうち1枚がまた腐食しておりまして、今、業者の方に見積もりを出しているというような状況でありまして、おおむね1枚この扉を鉄のものからステンレス製に取りかえると90万前後かかるというふうに聞いております。この用排水路は、6ヵ月間は田んぼをやっている方が使う。12ヵ月間は弥富市民の排水路として使ってるわけでありまして、ぜひこの扉の

補修問題についても、市の方は、ここは市街化区域だから補助は出せないという回答しか得られませんでしたけど、もう一度、そういった意味では市民の安心・安全をこの扉が守っているんだと。そして、排水路としてこの用水路を使っているんだという認識に立って、補助を一定程度、市もすべきだというふうに思っていますので、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの山本議員からの御質問でございますが、水門に対しての助成をということでございますが、これに関しましては以前の議会の中でも回答をさせていただいておるといふふうに私は認識しております。そうした中で、今現在としては、この補助ということに関してはございません。こういったことに対しましては、他の案件等もありますが、今後の検討課題にもさせていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、部長の方から検討課題と。前向きな検討課題になるようにぜひ市の方も努力されまして、弥富市に住む住民が安心して暮らせる地域づくりのために、ぜひ努力されたいことをお願いしておきます。

次に、3件目の質問をさせていただきます。

今、弥富市は、それぞれ住民の皆さんに「保存版弥富市ごみの分け方、出し方ガイドブック」というのが配布されております。それぞれこれを見ながら、皆さんごみ等を出されているわけでありまして。最近では缶コーヒー・缶ジュースにかわりまして、アルミボトル・スチールボトルのコーヒー・ジュース等が多く出回っています。資源ごみの回収等に日夜奮闘している衛生委員さんの皆さんから、この新しくできた製品のアルミボトル・スチールボトルの正しい出し方について市民に周知徹底をしてほしいと。ほとんどふたをつけたままボトルが出されているので、その都度ふたをとって中の液を外に出したり掃除をしたりして、ふたは不燃ごみへと分別をして、大変な作業であるというふうに伺いました。先ほど申し上げました「弥富市ごみの分け方、出し方ガイドブック」を参照してみますと、こういった新しい製品に対する出し方が明記されておられませんので、ぜひ新しい製品に対する正しい出し方について、早急に市民に周知徹底を図っていただきたいということでありますので、市の考え方をお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、御質問にお答えする前に、先ほど議員からお話がございました、この「ごみの分け方、出し方ガイドブック」の発行の経緯について少し述べさせていただきたいと思ひます。

この「ごみの分け方、出し方ガイドブック」は、旧佐織町にございます清掃工場から弥富市にございます八穂クリーンセンターに清掃工場が移りまして、全面操業、これは平成15年6月でございますが、なったときに一部、旧清掃工場とは違う種類を受け入れることになったことに伴い、分別方法が異なったわけでございます。それで、市民の方々より要望があり、平成16年度に初版を、19年度に改訂第2版を作成し、ごみの収集日程表とあわせて市民の皆様に配布し、また転入者の方については転入手続の際お渡しをし、周知を図ってきたものでございます。

お尋ねの件については、ごみの出し方分別ガイドの資源ごみの項目で説明をしております。この項目は、缶、瓶などの容器類の出し方について説明をしておるわけでございますが、その中で、資源ごみに出してはいけないものとして不燃ごみへ出していただくよう説明をしておるところでございます。これは空き缶等の、いわば缶から外れたふたということに該当しております。こういった件につきましては、毎年4月に開催しております衛生委員会で私どもの重要項目として取り上げ、なぜ不燃ごみに出すのかということも含めて説明をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。こういった容器類は、先ほど議員もおっしゃってみえましたように、いわゆる生活用品というものにつきましては、消費者ニーズによりまして常に材質、形、使用方法などが日々変化しているわけでございます。したがって、私どももこの分別ガイド、平成19年に第2版を出したわけでございますが、これで済んだというふうには思っておりません。やはりこういった容器類、いろいろなものの変化に基づいて私どもも対応していかなきゃいかんということで、おおむね三、四年ぐらいで改訂版を作成し、発行をしております。今後も、やはりそういった変化に応じましてわかりやすいガイドブックの編集に努め、周知を図っていかないかということは痛感しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 実際問題、現場でこういった作業をやってみえる衛生委員の皆さんは、実態は困っているということであります。それぞれ出す側のモラルも私はあるかと思えますけど、やはり気がつかない部分というのが、このガイドブックを見ればわかるよと言ったところで、きちっと読めばわかるかもわかりませんが、なかなか読まれていないのが実態じゃないかというふうに思いますので、ぜひ広報、それから回覧板等を通じて、こういった新しい製品が出た場合、即対応していただいて、衛生委員の皆さんが困らないようなごみの出し方について周知徹底を図る必要があるんじゃないかというふうに思いますので、市の考え方をお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） 私ども回覧等につきましては、区長さん等からどう

しても困ったような、やはりこれは長時間ほうっておくことはできんというようなものについては回覧等に対応はさせていただいておりますが、種類が多いものについては、そればかりではございません。ごみ収集の中で、いろいろ私どもの想定外のことが起きたりすることがございます。そういったときには、やはりすべての人に知っていただく必要があるものですから、こういったガイドブックで、3年程度の中でしっかりと編集をし、周知を図ってきたい。ただ、緊急的に、実は昨日も収集車の火災が起きたわけです。原因は、どうもスプレー缶ではないかなと思っておるわけですが、そういった緊急的なものについては、議員御指摘のように回覧等に対応させていただきますが、缶につきましては、最近これまだ普及してきたばかりで、かつてもございましたけど、特に今非常に多いということで、今後改訂版を発行するときに周知を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） それぞれ地域の衛生委員の皆さんも1年ごとに交代する。衛生委員の数の足りないところは独自で地区で衛生委員を設けて、こういった分別、ごみ等に協力をしているのが実態でありますので、ぜひそういった役員の皆さんの御苦勞におこたえするためにも、ぜひ皆さんが困らないごみの出し方についていろいろ市の方も考えていただいて、きれいなまちづくりにぜひ努力をされることお願いし、私の発言を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 午後再開してから1時間15分ほどたちます。ここで2時25分まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に安井光子議員、お願いします。

○11番（安井光子君） 安井でございます。通告に従いまして、私は二つの問題で質問をさせていただきます。

初めの問題は、佐古木1丁目竜頭公園周辺の冠水・浸水対策についてでございます。これは、先ほど山本議員の質問にもございましたので、重複する部分については削らせていただきます。

まず初めの、市長からお話ございました、来年度、竜頭公園周辺の排水対策・冠水対策をどうするか一部お話ございました。私も11月10日・11日の豪雨の際には、長靴をはいて

現場を見せていただきました。住民の方は、本当に一日も早くこれを何とかしてほしい。まくらを高くして寝ることができんのですよ、雨が降ると心配だから。こういう切実な声をお聞きいたしております。市の答弁にもございましたが、対応策、それから設計予算を計上する、この件につきましてどのように対策を行っていくのか、いつまでに検討をし実施していくのか、もう少し具体的にお話をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

佐古木地区竜頭公園地区の冠水、あるいは浸水対策でございますけれども、先ほど山本議員の御質問に対してもお答えをさせていただいたとおりでございます。新年度の予算にしっかりと組み込んでいこうということでございます。その中で基本的には調査費、あるいは測量費というものを、専門家あるいは住民の皆さんと一緒に現状認識を正しくやっていきたいというふうに思っております。そして、すぐ施工に入りたいというふうに思っております。台風シーズンが9月・10月にあるわけでございますが、何とかそれ以前にできないかという中で、これからスケジュールを作成してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） そうしますと、調査費をつけて、どういうやり方が一番あそこの排水・冠水対策にいいのか、それを調査された上で行われるということでございますね。台風前までにそれをやっていただけるのでしょうか。自治会の方からは、道路のかさ上げとか、それから周辺の側溝を改修するとか、そういうことも要望には出ておりますが、その件も検討の中に入れていただきたいという御要望が出ておりますが、これについてもお答えをお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどお話をさせていただきました調査につきましては、この地区の受ける冠水・浸水というのは従来からあって、大変地域の住民の皆様に御迷惑をかけているところでございます。今までの経過の中で私も話を聞いておりますと、道路のかさ上げというようなことにつきましても、地元住民の方にはそういう工事という形で御提案申し上げたこともあるわけでございますけれども、一部の方の意にそぐわないというようなこともいただいております。そうした中で、この事業計画が進まなかったということもあるわけでございます。もう一度専門家、あるいは地元の人たちと一緒に、この排水・浸水の問題についてしっかりと議論をして施工していきたいというふうに思っております。今、都市計画の方でも既にその詰め段階をさせていただいておりますので、また近々皆様にも御紹介申し上げながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今年度、弥富市の防災計画もつくられております。その中でも、地盤が低い地域におきましてはポンプとか水門を設置するとか、いろんなやり方がきちんと書かれております。住民の財産、生命を守っていくために、ぜひ一刻も早くこの問題を解決していただきたい。今度は先延ばしすることなく、最後まできちんと解決するまでやっていただきたい、これを強く要望しておきます。

では、次の問題に移ります。先ほど山本議員からもお話がございましたが、市江川の「きらく」前の水門の管理、ポンプの管理についてお尋ねをいたします。

先ほど開発部長の方から、水門への助成については現状としては市として補助をしない。これは検討課題だというお答えがございました。私は、違った観点から御質問をしたいと思っています。

皆さんも御存じのように、この佐古木地区の用水路、排水路、それから水門は、市江川の逆流を防いだり、この前の山本議員からもお話がございましたように、市江川が逆流して浸水の被害が出た。これは明らかでございます。だから、水門は逆流を防いだり、雨水を排水したり、この佐古木地区の防災の役割を確実に果たしているのではないのでしょうか。水門が機能しなくなりますと、佐古木地区は水害の危険にさらされることは間違いございません。この排水路は農業用の施設であると同時に、地域住民を守る治水・防災の役割・機能を持ったものだと考えます。この用水路、排水路は都市下水を流しておりますし、水路の改修につきましては現在市が全面的に行っていると思いますが、これによりまして治水・防災の役割を持っている水門、それに関連するポンプ、これもやはり防災上の観点から市が基本的には負担すべきものではないのでしょうか。以前からずっと地域住民、自治会の皆さんが地元負担金というふうで、最近では二十数万、年間に出していただいているそうでございます。しかし、地域住民の安全・安心、命を守っていく防災的な観点からいいますと、地元住民が負担するということは大変おかしな話ではないのでしょうか。弥富市にもたくさん水門がございます。市街化調整区域、市街化区域におきましても、水門の建設は県が補助金を出して行い、市も一部補助をしているのではないのでしょうか。水路につきましては、市街化区域・調整区域であろうともすべて維持管理は市が行っていると思いますが、したがって基本的には、この佐古木地区「きらく」の水門、ポンプにつきましては、排水施設につきましては市が負担するのが当然ではないかと私は考えます。これについての御答弁をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 先ほどの御質問ですが、佐古木地区の水門、またはポンプについて市がということでございます。

この問題につきましては、山本議員にもお答えしましたように、ちょっと私も過去のいろ

んなところの経緯というのは承知していない面もございますので、一度よく精査させていただきたいと思いますが、水門のあり方、またその管理体制については、やはりそれぞれおのずと地区ごとによって相違がございますので、そういった実態も踏まえた上でいろいろと、先ほど言いましたように検討の中に入れて私どもの方も再度検討したいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 弥富市の市街化区域・調整区域の用排水路の負担は全部市が行っていると思うんです。水を流す調整をしたり排水したりする水門についても今お話がございましたが、防災の役割、特にこの佐古木地区におきましては住宅がたくさんございます。農家の用水路にももちろんなっておりますが、基本的には防災の役割がなければ水をかぶってしまう。水門はこういう役割を果たしております。だから、防災的な観点から検討いただく、これが基本ではないかと思います。もう一度お答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問の中で防災面ということで、それは市が基本だということでございます。

確かに防災面というのは市が当然考えることでございます。ただ、水門の維持管理につきましては、過去の経緯等もあるわけでございます。と申しますのは、やはり今までの間に関しましては、農業者、いわゆる土地改良区等々がその水門の維持管理に当たり、またそういった経緯もございます。そうしたことも踏まえまして、現実的には今現在では、そういった水門の維持管理については、各土地改良区、またその地区の役員さんが出ていただいて、現在ある水門についてはやっておるのが現実でございます。そうした中で、非常時だとかそういったことに関しては、私どもと土地改良区と連携をとり合いがてら水門のあけ閉めもお願いしたりしてやっておるのが実情でございますので、防災面を踏まえたということに関しましては、再度私どもの方も土地改良、またはそういったところといろいろ調整をしがてら検討をしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） この問題につきましては、平成19年に山本議員が質問された時点からずっと引き延ばしがされてきております。考え方は明快だと思うんです。ほかの弥富市の水門とかポンプの維持管理に市は全然お金を出していないんでしょうか。県の公的なものがあります。維持管理というか、補修・改修も含めて県の補助金、市の補助金も出されているんじゃないかと思います。どうして佐古木地区のこの水門だけ、地元自治会が毎年毎年負担しなくちゃいけないのか。これが私はわかりませんし、地域住民の方も、もうこれ以上は出せない。市が何とかしてほしい。市が出すのが当然。当然というとおかしいんですけど、

この内容からして市が負担すべき内容のものではないか、こういうふうに考えておられます。何をどうやって検討するのか、いつまでに結論を出してもらうのか、ずうっと全部調べて、経過とかなんかも議会に公表してください。いつまでにこれを調べてもらうのか、検討してもらうのか、きちんと御答弁をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの維持管理に関してですが、すべてのものについて市と県が出しておるということではございません。排水機の維持管理費に関して、孫宝、それから鍋田土地が所有しております排水機の関係について、県または市から維持管理費の負担をしております。水門に関しての維持管理費は出してございませんので、ひとつ御了解がお願いしたいと思います。

それから、いつまでにということですが、この案件につきましては、近々にまた土地改良区との打ち合わせ等も開催する予定をしておりますので、そういったところでも提起をさせていただいて詰めていきたいというふうに思っております。期日は、ちょっといつまでという期限は切ることはできませんが、早い時期にそういった結論を出していただけるように私どもの方も努力をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ぜひ一日も早い結論を出していただきたいと思います。

しかしながら、この問題の基本は、もう何度も申し上げましたように、防災機能が非常に大きな割合になっていると思うんです。防災機能がたくさんあれば、それは当然市が負担すべきことではないか。その上で水門とか排水機の維持管理を土木委員会、農家の方がやっていたらいいのであれば、その維持管理については別の問題として市が責任を持って農家の方とお話し合いをしてもらう、これが筋ではないかと思います。このことを強く要望したいと思います。

では、次の問題に移ります。二つ目は、保育所の最低基準の堅持と保育の充実について質問をいたします。

まず初め、民主政権は、保育所の待機児童の解消のためにと保育所の国の最低基準を緩和・撤廃し、待機児童の多い都市部でも、保育室の面積基準等を自治体にゆだねようとしております。もともと今の最低基準は、終戦後間もない1948年に制定され、憲法25条の見地から、子供の健康な育成に必要な最低基準とされました。当時は国民生活も貧しく、経済の進展、国民生活の向上にあわせて高められるべきものと位置づけられたものでございます。

しかし、これまで保育士の配置が若干改善されただけで、あとの問題については61年前のままでございます。厚生労働省の委託研究でも、諸外国に比べて面積や保育士の配置とも低く、保育室は1.2倍が必要だと指摘されております。鳩山首相は、時限的な話であるとか、東京

などわずかな地域と国会で答弁されておりますが、これは、国として子供に保障すべき最低基準を守る責任を放棄することではないでしょうか。一時的にせよ基準に風穴をあけますと、保育所をつくっていく展望が示されていないもとで、今後さらなる緩和、引き下げが拡大されるのではないかと大変懸念されることでございます。6月議会でも私は質問いたしましたが、保育制度の見直しは営利企業の参入を進めることが大きなねらいと言われていますが、時を同じくして基準の引き下げの方向が出されてきたのは、企業が自由にもうけを上げる仕組みをつくることと、基準をできるだけ引き下げて参入を簡単にできることは不可欠だからでございます。

さらに重要なことは、医務室、園庭、建物の耐火基準、避難設備などの最低基準などは、都市部に限らず、国の基準自体を撤廃して自治体が独自に定めるとしております。狭い上に園庭もなくし、病気の子が休む医務室もない。防火設備も大きく後退した施設でどうやって子供の命、安全が守れるのでしょうか。小泉構造改革路線から保育室での子供の事故死がふえていると最近の新聞でも報道しています。これ以上子供たちを犠牲にすることは許されないのではないのでしょうか。

民主政権は、事業仕分けで保育予算を取り上げ、国の責任を後退させ、自治体や保護者の負担増になる見直しを検討しています。国民の期待に逆行するものではないのでしょうか。子供たちに犠牲を押しつけ、保育環境に大きな混乱をもたらす最低基準の緩和は撤回をし、保育予算をふやして保育所建設にこそ着手すべきときではないのでしょうか。弥富市は、新弥生保育所の改築、続いて白鳥保育所の改築計画と、子育て支援に力を入れていただいていると市民からは大変喜ばれております。国が最低基準緩和等を進めようとしていることについて、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 保育所の問題は、先ほどの6月議会でも安井議員の方から御質問をいただいているところでございます。私どもの保育所と国全体の基本的な考え方ということは、基本的にはマッチしているというふうに思っております。また、都道府県別には、東京都であるとか政令都市においては待機児童等々の問題を大きく抱えているという状況でございます。今回の2次補正の経済対策の中で、一つの雇用という問題の中で保育所の問題等々も取り上げられているわけでございますけれども、待機児童を少しでも少なくしていくということに対して、政府の方も真剣に考えていただいているというふうに思っております。決してマイナス思考ではないと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。また、詳細につきましては児童課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 先ほどの質問の中で、人数のこと、面積のこと、あるいは正職員

の関係とか、一連の緩和というか引き下げの話がありましたが、現実の弥富市としましては、6月議会のときにも答弁させていただいたとおり、現状の国の基準の中で、それを一つの目安としながら適正に行っているところでございます。確かに私自身は、保育所を訪問させていただいたりすると、早い時期に建てた保育所だと1クラスが狭いかなと思うわけですが、そういう場合でも、例えば年長だったりすると30人に1人とか面積があるわけですが、実際そこは30人いっぱいではなくて、入っているのは20人ぐらいであったりとか、30人を超えると2クラスになりますね、40人ぐらいだと。2クラスになると、実際その広さの中に20人ぐらいの子供で回しているとかいうようなこともありますもんで、そういうことを含めながら、その面積のところをきちっと割り出した上でできていますし、当然建築に当たりましてはそういう基準をもとにつくっておりますもので、そのまま維持できると思っていますし、新たにつくる施設におきまして、すべてそうした国の基準をきちっと踏まえながら、保育室に限らず厨房などにおいても、衛生面とかそういうところも国のそれぞれの基準を精査した上で全部建設計画の方をしておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） もちろん私は、弥富市の保育所におきましては広さも、それから保育士さんの数、その他も国の最低基準に沿って現在は行われていると思います。しかしながら、今、民主、新しい政権が進めようとしておりますことは、旧政権から保育制度の改革については、一つが、民間の最低基準はもう二の次で、どんどん広さは狭くてもいい。例えばビルの上に運動場はなくてもいい。だから入れようとか、そういう民間企業がもうけのために保育所をつくるということに道を開いていくような保育制度の改革を旧政権は進めようとしておりました。それを引き継いで、現在の政権も国の最低基準の規制緩和、特に後に申し上げました医務室はなくてもいいとか、それから建物の耐火基準、避難設備の最低基準は見直しをしたい。そして、自治体がこれは独自に決めればいいというふうに、前政権の流れを受け継いで今の政権は行おうとしております。だから、国の最低基準は本当に最低なのでありますが、これを崩してしまったら、弥富市はこの基準に沿ってきちっとやっていただいておりますが、全国的に風穴があいてしまって、その流れが広がっていくんじゃないか。子供の命が犠牲にされるような事態も今起こっておりますので、最低基準だけは何としても緩和することなく守って、保育予算をふやして新しい基準に沿った保育所をつくっていただきたい、これを私は訴えているわけでございます。この最低基準をなくすことについて、市長の御見解を伺ったのでございます。ちょっと話が違う方へ行っておりましたので、よろしくお願いいたします。

それからあわせて申し上げますが、市長がそういうお考えをお持ちでしたら、市長会を通じてぜひ国の方へ、こういう規制緩和の流れではなくて、やはり最低基準を守って、子供た

ちが伸び伸びと健康に生活できる保育所を提唱していただきたい、このように考えます。御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

待機児童が多い大都市と私どもの市町村等では少し様子が違うと思います。人数だとか、あるいは都市における保育園・幼稚園の面積というのも当然限られてくるわけでございます。そうした中で基準ということを撤廃しがちだということはわかるわけでございますけれども、今度の新政権、皆さん御承知のように、そういった形の中でいわゆる分所方式というか、例えば近くの小学校等々が空き家になっていたら、そこを保育園・幼稚園という形で有効利用していくという新しい方向も示されているようでございますので、そういった合算の中での基準という形でまた理解もしていかなきゃいかん、そんな状況ではないかというふうに思っております。弥富市としては、国の基準に沿ってこれからもしっかり運営をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 弥富市においては基準をきちんと守って頑張っていきたい。心強いお言葉がございました。新しい政権についても、基準の撤廃ということは非常に心配な方向じゃないかと私は考えます。市長は、自治体独自で基準を決めていくということに関しては同意されるのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 自治体独自で緩和というか規制というか、そういったものについての独自の考え方の方向があるかということでございますけれども、これは、やっぱり近隣市町村等々とよく相談をしながら私どもとしても決定をしていきたいというふうに思っておりますので、検討課題とさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 子供たちの成長と命を守るという観点から、弥富市でも今の基準をより高めるような方向で新しい保育所の建設も進めていただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。

旧政権は、保育所の運営費を地方分権の名のもとに一般財源化しました。このことによって地方格差という、交付税も削った上に交付税の中に加えてきたものですから、保育所建設もなかなか地方によっては進まないという実態も出てきております。それで、旧政権は保育所の待機児童を減らすということで、認可保育所の増設ではなくて、定員の弾力化という名前のもとに、定員を超える保育所への詰め込みで対応してまいりました。4月当初、初めは定員の115%は保育所に入所させてもいいよ。しかし、年度途中では125%まで子供の入所を

認めてまいりました。そして、小泉政権のもと、2001年から毎年度10月以降は無制限に入れることを認めてきました。これに伴って子供さんの受け入れがふえたことによって、必要となる保育士をパートの保育士さんで対応していいよということを進めてまいりました。職員定数の8割以上が常勤でなければならないと、以前は国がこういう取り決めをしておりまして、その姿勢を崩して、短間保育士が職場全体に占める割合を緩和してきたのでございます。

弥富市の今年度の状況を見てみます。4月1日現在では入所している子供さんの数が1,051名です。秋の11月1日には1,134名、83名4月からふえております。正規保育士さんの数は4月は68名、11月では64名、4名減っております。これは産休のための減少だと言われております。それで、臨時保育士さんの数は4月では104名、それが11月では122名。子供さんが83名ふえたことによって、正規の保育士さんは実際では4名減っているわけです。そして、臨時保育士さんは18名ふえております。弥富市でも、やはり国の方向が少しずつ進んでいるのではないかと思います。そして、さらに弥富市の正規保育士さんの充足率を見てみますと、平成19年4月1日では充足率は75%でございました。ことしの4月1日では68%、7%下がっております。11月の計算をしてみますと、正規保育士さんの数は臨時さんがふえたことによって、また産休の問題もありますが、59%とぐっと低くなっております。

質問いたします。平成18年から21年度の正規保育士の採用と退職者の状況についてお尋ねいたします。定年退職者以外の、そしてあわせて退職理由をお尋ねいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。
- 人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは、人事秘書課の方から、採用と退職につきまして経緯を追って報告をさせていただきたいと思います。

まず保育士の退職者でございますが、平成18年度は4名、平成19年度は9名、平成20年度は8名でございます。では採用でございますけれども、平成18年が3名、平成19年は9名、平成20年度は8名、平成21年度は8名でございます。なお、退職の理由につきましては、定年退職はもちろん定年でございますけれども、自己都合退職者については、あくまでも一身上の都合でございまして、退職の理由についてすべてを掌握しているわけではございません。自己都合の人数でございますけれども、平成18年度は4名、平成19年度は8名、平成20年度は5名でございます。21年度につきましては、まだ年度末を迎えておりませんので公表する段階にはございません。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） 今の御報告で見てみますと、退職者が18年から20年までは21名ですね。そのうち自己都合の退職者が17名になっております。採用されたのが退職者と同じく21名。21名のうちで定年退職の方が4名ですね。退職者21名のうち定年退職が4名、自己都合退職者が17名、そこで20年までに採用されたのが21名でございます。そうすると、1人もふ

えていないことでございますね。採用された人数と数が同じだけやめておられる。こういう状況なものですから、やはり正規保育士さんがだんだん少なくなっているということでございます。この20名の方の中には自己都合で退職理由はわからないというお話でございましたが、恐らく結婚とか子供さんができたからとか、そういう理由の方もおられると思いますが、若い保育士さんが結婚して子供を産んでも働き続けられる、こういう働きやすい職場環境をつくらないと、どんどん退職者がふえていくのではないかと思います。年次有給休暇とか生理休暇、産前産後の休暇、また育児休暇は労働基準法や育児休業法などで定められているので取得されているとは思いますが、保育士さんの年次有給休暇の取得率はどれだけでしょうか。一般職員の方と比較して御説明ください。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 先生の計算と私の計算と合わなくて申しわけございませんが、平成18年度の保育士数は104名でございます。平成21年度の保育士数は108名でございます。私が申し上げた数字を足していただくと4名の増になっていると思います。その点を御報告させていただきたいと思います。

続きまして、保育士の年次休暇の取得日数でございますけれども、保育士の平均的な日数は10日でございます。一般職については9.4日でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） さっきの退職者・採用者の整合性がないとおっしゃいましたのは、21年度の採用の分も足しておみえになるんでしょうか。20年度までの数を足しますとそういうふうになるんじゃないかと思いますが。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 20年度の退職者というのは、21年3月31日までに退職するものでございますね。21年度の採用者というのは、21年4月1日に採用するものでございます。そうすると、基本的に21年度の採用と20年度の退職の数を引いたものが21年の増になるわけでございますので、21年4月1日現在では当然ふえておるという状況になります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） わかりました。

先ほどの問題でございますが、保育士さんの年次有給休暇が10日で、一般職員の方が9.4ですね。保育士さんの方がわずかに年休をとってみえる方が多いんですが、ほぼ同じ。でも、1年間を通してこれだけの休暇というのは、とてもやはり職場の環境が厳しいんじゃないかなあと私は考えます。

次の問題です。労働基準法の66条の2に、妊産婦保育士は、時間外労働（早番・遅番）の

勤務から外すこととか、67条、1日に2回の育児時間を30分ずつとる。これについてはとられていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 弥富市職員の勤務時間、休暇に関する条例第8条の2、規則第9条の3において、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務の規定を定めております。この規定では、育児に関しては、小学校入学前の子供を持つ職員においては、この請求があった場合においては、今後の運営に支障のない場合を除き、早出・遅出勤務をさせるというものでございます。このように規定を定めております。ただし、この規定をうちの方の職員に当てはめると、保育士以外に早出・遅出勤務がある事業所はございません。そんな中において、早出・遅出勤務の制度を希望する職員はございません。

続きまして、保育時間の関係でございます。これは、職員が子供にお乳を与える時間でございますけれども、これは弥富市職員の勤務時間、休暇に関する条例第14条、規則第15条の8において定めておりまして、生後1歳に達するまで1日2回、30分を単位として取得することができるということで定めております。この制度を利用している職員は現実にはございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 早出・遅出の件でございますが、大きなおなかをしても早出をしなくちゃいけないと、なかなか職場では言いづらいという声も伺っております。名古屋市なんかを見ますと、やはり早出・遅出、妊産婦さんについては出なくていいというふうに決められているそうでございます、希望すれば。だから、弥富市におきましても、結婚しても、それから子供ができて働き続けるような職場環境づくりのために、ほかの自治体の支援策もよく研究して取り入れていただいて、ぜひ働きやすい職場の方向へ進めていただきたいと思います。これは要望をしておきます。

三つ目の問題に移ります。

弥富市では公立保育所が九つございますが、待機児童もなく、行政と保育士さんたちの御努力で、子供たちが小学校に入っても落ちついて生活ができる。以前は、小学校の先生たちからこういうふうなお言葉もいただいてまいりました。最近の規制緩和策と経済的な理由で働く親の増加、3人目の子供の保育料が無料になったこの制度の影響などで、3歳未満児と長時間保育希望の子供たちがふえ、臨時保育士の比重が大変、先ほど申しましたように高くなっております。行事が保育所ではいろいろありますが、行事をするにしてもその準備、大道具や小道具づくりとか打ち合わせなど、責任を持つのが正規の保育士さんたちでございます。正規の保育士さんたちの仕事や責任が過重になっているのではないかと思います。正規の保育士さんの比率も少なくなっておりますし、子供さんが大変ふえているということも

ございまして、こういうことが懸念されます。市長と保育士さんたちとの懇談会も行われているようでございますが、より質のよい保育を子供たちにできるように、正規保育士さんたちが働きやすい環境をつくっていただきたいと思います。そして、正規保育士さんの比率を以前の8割の基準に近づけるよう、可能な限り御努力をいただきたいと思います。この点について御意見を伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 先ほどの要望の中でいただいた分について、まず御説明をさせていただきますと思います。

弥富市におきましては部分休業という制度を取り入れております。この制度におきましては、1日2時間、職員が朝または帰りに休みをとれる制度でございます。この制度をとっていただきまして、子供が生まれてからの大変な時期において少しでも体を休めていただき、職務に精励していただいて、子育てのしやすい状況をつくれるかと思っておりますので、ぜひまたこの制度を御利用いただければと思っております。

それから、臨時職員が非常に多いという御指摘でございますけれども、平成17年に総務省の指針により定員管理の適正化が求められまして、平成21年度までの具体的な取り組みを市民にわかりやすく示した計画、集中改革プランでございますけれども、これを公表することになりました。本市も定員適正化計画を策定し、市民サービスの低下を招かないように配慮するとともに、新たな行政需要に的確に対応しながら、柔軟な組織機構改革や民間委託、事務事業の見直しなどにより、初年度の平成18年4月1日現在、職員数は368名でございましたが、平成21年4月1日現在の職員数は355名、13名の削減をいたし、行財政改革の推進と市民の皆様プランの説明責任が果たせるよう、定員の適正化、定員管理に努めてまいったわけでございます。このように、総職員数は13名削減しておりますけれども、保育士の職員数は、先ほど申しましたとおり4名ではございますけれども、ふやしております。また、保育士の増員とあわせまして、定年退職者の再雇用や正規職員に準じた勤務形態の臨時職員につきましては、常勤的臨時職員に任用する制度を取り入れまして、臨時職員の給与や処遇改善をあわせてやっております。こうした取り組みにおきまして保育環境の整備に努めておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今、御説明がございましたが、保育所を尋ねてみますと、3歳未満の子供さんが大変多くなっております。そして、クラスに1人の正保育士さん、二十数名3歳未満児がいるんですが、部屋が少し仕切りで分けられて、先生にお話を聞いてみますと、子供が大変ふえたもんだから、臨時さんを含めて最低基準は満たされていると思うんですが、すぐ顔のここをがっとかいたり、もう本当に目が離せない状態ですと非常に神経を使っ

て、子供さんの安全が確保されるように一生懸命やらせてもらっていますというふうに頑張ってもらっている状態もよくわかりました。でも、臨時の保育士さんは、時間が来れば、はい御無礼しますという状態でございますので、引き継ぎの問題とか、それから行事やすべてのことに責任を持つのは正規の保育士さんでございませう。4名ふえたとう御説明がございましたように、定員管理、国の問題もありますが、これからの弥富市を背負ってくれる少子化の中での大切な子供たちでございませう。本当に乳幼児の保育というのは将来に大きな影響を及ぼすものでございませう。できるだけ正規の保育士さんをふやして、以前の8割の充足率に御努力をいただきたいと思ひます。そして、やめられる方も結構多いんですよ。職場環境を少しでもよくしていただいて、ベテランの保育士さんと、中堅、若い保育士さんが経験を共有して引き継いでいただいて、働くことに生きがいを感じられるような保育の職場づくりに御努力をいただきたいと思ひます。

それから、あと二つあるんですが、臨時保育士さんが今たくさんお見えになります。それで、常勤的臨時さんは日給で少し待遇が改善されておりますが、時給が一般の方は940円です。10年間働いても、おとしから時給で10円上がったと、こういうふうな状態でございませう。臨時保育士さんが給料だけでは自立した生活もやっていけません。だから臨時さんも、お考えいただいていると思ひますが、もう少し働きがいのある待遇の改善が必要ではないかと思ひます。この点について1点と、それからもう一つ、市民から要望がございました産休明け保育について検討課題とお話がございましたが、これについてはどのように検討がされているのか、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） まず、保育士108名のうち、今現状としまして17名の保育士が産前産後・育児休業の取得をしております。この職員も職員の総定数に含まれるわけでございますし、復帰を前提として職務を確保していかなければならない状況でございます。やむを得ず正規職員の配置ができないところにつきましては、常勤的な職員で対応することが望ましいところには、きちんと常勤的職員を正規の職員に、一時的ではあるかもわかりませんが、置いてございませう。また、一時的な欠員の補充についての臨時職員につきましては、この臨時職員の方を有効に活躍していただきまして、必要最小限となるかもわかりませんが、職員の適正配置を図って、職の要請に応じた柔軟な職員採用を行ってまいりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

それから賃金の関係でございませうけれども、このたびの人勧等々を含めまして職員も身を削っております。臨時職員さんにつきましては、賃金を私が見直すということは申し上げる立場にございませうが、全体のバランスをとりながら、他の市町村の臨時職員の賃金体系も考慮させていただきながら今後も進めてまいりたいと思っております。よろしく御理解をいた

だきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 前半の部分にも関連することなんですが、ベテラン保育士、中堅保育士とか若い保育士等のことなんですが、保育士の間でも研修会を持つことを計画しながら、主任保育士が研修会を持って、その中で若い保育士を育成するような仕組みをつくっておりますし、職場の中でも人事の中でバランスを考えながら、現場のところでまだふなれな保育士はベテランの者から現場で学ぶ、いわゆるOJTという学び方で人材を育てていくということも行っておるし、またミーティングを行いながら、大変忙しい環境というのは議員の言うところなんですが、そうした中でもやっぱり生きがい、やりがい、子供の命に触れ合う、育っていく姿を目の前に見るという生きがいの中でチームワークよくやっていくような努力をしているところでございます。

それから、産休明けの保育ということでございますが、検討しておるということで、基本的には保育に欠ける人を受けるということで理解をしながらも、今まで話していますように、本当に情緒がこれから育っていくというときに親子の触れ合いが大事という前提、それから母乳を与えているということも含めながら前向きに考えている中で、今度できる弥生保育所においては、今の8ヵ月をもう少し進める形では検討をしていくということで考えております。

いずれにしても、保育支援という部分で考えた場合、親の保育する力を支援するのが本来の仕事だと思っています。保育に欠けるときにお手伝いするのでありますが、保育する意欲を持つ支援ということで、総合的に今児童課の方では考えながら、慎重に施策の方を考えさせていただいております。御理解いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 1時間経過をいたしました。ここで休憩をとります。3時40分に再開いたします。よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○5番（佐藤高清君） 佐藤高清でございます。皆さん眠い時間帯で、ちょっと起きてもらおうということであいさつをさせていただきました。

今回、私の質問は、弥富市の目指す「美しい水と緑 みんなでつくる交流拠点都市」、こういったパンフレットが弥富の旗印として掲げられております。果たして、この旗印に向か

って弥富市が順調に環境が進んでおるかということで質問をさせていただきます。

今回、「環境」という言葉をキーワードに何点が質問をさせていただきます。環境といっても、その言葉自体が持つ概念や、その概念が示す範囲も多岐にわたり、大変大きなものがあります。鳩山首相が、国連の場で二酸化炭素削減について世界全体に向けアピールされました。また、愛知県においても、あいち地球温暖化防止戦略、あいち新世紀自動車環境戦略など、環境行政を推進し、県民・事業者へその理解を求める活動を展開されております。地球温暖化阻止、砂漠化など、世界規模で取り組まなければならない環境問題であります。不法投棄や水質汚染、雑草処理といった環境問題とともに、自然を対象としたものであれば、地球環境、職場環境、教育環境、家庭環境まで大きく幅のある言葉であります。

さまざまな環境問題に取り組むために、環境を分析する三つの視点が必要であります。一つには鳥の目、二つには虫の目、三つ目には魚の目と昔から言われております。鳥の目は、鳥のように全体から社会環境を分析する視点、虫の目は、生活者の立場から環境を分析する視点、魚の目は、魚のように社会の流れを分析する視点であります。環境を形成する、環境を破壊する、これはともに人間が生活を営んできた積み重ねの上に成り立っております。人間生活の少しずつの積み重ねによって環境が崩れ出していったように、少しずつの努力の積み重ねでしか環境は取り戻すことはできません。

昨今、事業仕分けの作業が大きな注目を集めております。行政刷新会議で無駄をなくし、国家戦略会議で新しい国家像を構築することが今の日本の政治が目指している姿であります。が、事業仕分けの内容を見てみますと、天下り役員報酬、民間企業との比較、それを視点に大変大きなミスが入られました。その半面、目先での費用対効果が低いものに大なたが振るわれ、教育、環境といった、長期的な視点で取り組み、近い将来にやっと結果があらわれるものも同様に扱われ、大きな疑問として投げかけられております。また、今まで積み上げてきた関係者の努力などの感情的な部分の配慮に対しても同様であります。行政刷新の名のもとに壊すだけ壊し、国家戦略としての未来像が全く見えてこない現状からしてみても、我々の環境は我々の力で守っていかなければならないと決意が必要なのではないかと思う次第であります。ぜいたくと無駄とは別問題であって、それぞれの立場や状況が変われば、片方には必要でも、もう一方には不必要なことは少なからず存在します。限られたものの中で何にどれだけのものを費やすか、その成績判断をいかに下すべきか、これこそ我々議会に与えられた使命なのであり、ぜいたくをなくし、効率よい行政運営を目指す弥富市において、どの分野に置きかえて下す弥富市の成績判断の中では、住みよい環境づくりは重要課題として取り組んできております。

そのあかしとして三ツ又公園が存在しております。建設当初、運営費での疑問、不安、それらが投げかけられておりました。そのことは皆様も覚えておられることと思います。しか

し、実際この4月から運営が始まってみますと、市長を先頭に行政と地域住民の協力のもと、管理運営上、大きな問題もない状況であります。当初からの問題も解決されており、その気になって取り組めばできることの象徴的な事業と言えるでしょう。やればできる弥富市だからこそ、大変重要なさまざまな環境の問題について、たとえ小さなことでも今取り組まなければならないさまざまな環境の問題について質問をさせていただきます。

まず第1点目ですが、以前、新聞等でも報道されております、市内においても水質汚染の実態が確認されました。行政としてこのことに対応され、対策を講じられておることと思います。そういったことの一環として、行政として水質検査を実施されたことをお聞きしました。この水質検査の時間や場所、回数、検査項目について、それら検査結果や、それに伴う行政としての対応などの一連の詳細についてお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、佐藤議員の水質検査の状況についてお答えをさせていただきます。

河川の水質検査は、弥富市としては毎年1回実施をしているところでございます。調査の時期でございますが、これは7月と12月を隔年で実施しているところでございます。したがって、平成19年度は12月、平成20年度は7月に実施をし、本年度につきましては今月中の実施を予定しております。これは12月21日、ないしは22日ということで計画をしております。

この水質検査の趣旨でございますけれども、市内の河川、排水路の水質の状況を把握し、一つの環境対策の目安とするものでございます。したがって、水質検査項目としましては生活環境項目を調査しているところでございます。

調査の場所でございますが、概要で申し上げますと、全部で14カ所でございます。旧弥富町で10カ所、この中には筏川の上流・中流・下流と3カ所の筏川での調査も含め、市内の河川、排水路を実施しております。旧十四山地区におきましては4カ所、坂中地、四郎兵衛、竹田、馬ヶ地の農業水路でございまして、これは合併の際、旧十四山の自治体から引き継いだものでございます。

検査項目でございますが、COD（化学的酸素要求量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、それからpH（水素イオン）、浮遊物質、窒素、燐、Nヘキサン、大腸菌群数、溶存酸素、この9項目でございます。

結果でございますが、この結果の比べといたしましては、適用基準として、すべてが用排水路でございますので、環境基準値として直接評価をすることはできませんが、一つの物差しといたしまして、日光川水系の環境基準、これは指定水域E類、すなわち工業用水、あるいは環境保全基準ということになります。また、農業用水基準をもとに比較をしているとこ

ろでございます。この結果でございますが、水素イオン、BOD、COD、SS、DO（溶存酸素）についてはおおむね満足しております。しかしながら、窒素については筏川の下流地域、すなわち筏川の末広橋の付近については基準を下回っておりますけれども、それ以外のところについては非常に窒素の含有は高いという数値を示しております。これは、これらの用排水路が生活排水による影響を多く受けていると言えます。これらの結果から、コミュニティプラント、農業集落排水事業、公共下水道の計画を整備しているところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤高次議員。

○5番（佐藤高次君） 今、課長の方から報告がありました。窒素等については基準を上回っており。そのほかの数字については生活排水が及ぼすものであるということであって、弥富市が掲げておる下水道、また道路のインフラ整備といった3本柱、全くつじつまの合う話であります。生活排水をいち早く下水につなぐということで、総論的には下水に賛成ということでありました。また、各論については、やはりそれぞれの状況があるわけでありまして、またこれも物議をもたらして議論していければいいと思います。

そういうわけで、生活排水による数字の変化ということでありましてけれども、この「美しい水と緑」というキャッチフレーズ、旗印をつくってから水質の度合いはよくなったか悪くなったか、よろしくお答え願います。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほど申しましたように、この水質検査は、旧十四山村についてはどの程度やってみえたかということはちょっと私わかりませんが、弥富市の水質検査というのは、ここ一、二年の話ではなくて、我々がまだ知らない時期からずっと続いているものでございますので、最初にさかのぼってといいますか、当初のものはちょっとわかりませんが、極端に悪いということはないんですが、ほぼこういったものは横ばい状態ということで私は理解しております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高次君） 何とか現状維持しておるというお話でありましたので、極力数字のいい方向に努めていただきたいと思います。

現在、県営湛水防除事業として、市江川の下流、孫宝排水機事業への通水断面の拡大工事が行われています。先ほど質問がありましたように、ことしの10月、そして11月の豪雨の際に排水路等に水があふれ出したことも記憶に新しいところであります。農業においても大豆が水浸し、本年度は、かなりの水に関した被害が発生しております。弥富市が海拔ゼロメートル地帯であるがゆえの切っても切れない問題であるため、住民の生命・財産を守る上、農作物の水害をなくす上でも必要不可欠な事業であると思います。

このように、土に携わる事業が弥富市にとっても数多くあることは仕方のないことであって、今後も継続されていくと思いますが、そこで埋め立てという事業において一抹の不安を覚えております。埋め立てに関し、農業委員会では市街化区域においては開発事業の報告を受け、市街化調整区域では審議・許可を行っておりますが、埋め立てに使用する土壌の安全性までは確認できる状態ではありません。今後、農業委員会においても目視によるパトロール機能の強化等を図っていく必要があると痛感しております。許可を出すのが農業委員であることから、行政の環境に携わる部署には無関係とも思えず、双方が協力し合い、情報等を交換し合いながら監視していかなければならないと考えております。この問題は、発生をしたら大変なことになる、取り返しがつかなくなるから質問しておるわけではありません。疑わしき案件が実際にあるがために質問をしております。最大の被害者は、何の悪意もない近隣住民です。その件に関して、行政としてどのように指導や申し合わせ、関係部署間での連携等についてどのような現状かをお答え願います。

また、田のかさ上げ、圃場のかさ上げであります。その許可の報告をもらった場合に、圃場自体の保水能力が一時的に低下をし、農作物はもとより周辺の生活環境へ少なからず影響を及ぼします。この点について、農政課、環境課同時に答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほどの佐藤議員の御質問でございますが、環境部門としては、こういった埋め立てに関して全体的なことではかちょっとお答えができないわけでございますが、農業委員会等で対応ができないような部分につきましては、関係部局と一体になって対応させていただく以外にはないかというふうには思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えをさせていただきます。

関係部署との連携ということでございますが、私の方の農業委員会としては、被害があったということについての情報はまだ報告はいただいております。

ただ、2点目の方の圃場のかさ上げでございますが、農業委員会といたしましては、田のかさ上げ、畑地転換等を行う場合につきまして、農地改良届というのを提出いただいております。その場合におきまして、この必要な理由と埋め立ての種類、採取場所、残土等の所有者の名前、業者名です。それと保管場所、埋め立ての使用量、それから被害防除措置の指導等に行っております。また、誓約書におきましては、がら、ごみ等の産業廃棄物の投機及び夜間の作業、または燃焼行為を行わない旨の誓約書もいただいております。また、こういったものを提出された後に現地を確認させていただいております。また、排水についても十分に注意をするよう、指導しておる段階でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

- 5 番（佐藤高清君） 今、三ツ又池でしゅんせつをしておりますヘドロの件ですけれども、これは産業廃棄物として、その専門の捨て場に持っていくということであります。きれいなヘドロであれば埋め立て等に出すことができるわけですが、産廃ということで処理されるということは、そういったものが弥富市に入ってくるという裏づけというか、恐ろしさがあるような気がしてならんわけです。

また、三ツ又池でことし一年変化のあったことでありますけれども、白いタンポポが咲きました。また、ケシの花も咲きました。また、いつもと違うカモの種類も今泳いでいるという報告があります。これは専門家によって確認をとったわけではありませんけれども、今までに見ることのできなかつた白いタンポポ、ケシの花、これは種がとってあります。通常のカモより大きなカモ、これも飛んできておるわけでありまして。これは、弥富市以外から種が飛んできたり、まただれかが運び込んだり、鳥が飲み込んだ種を落としたりして、明らかに外部から弥富市内に持ち込まれた結果であると思っております。したがって、今、環境課長、農政課長が答えられましたことは当然のことであります。もっともっと厳しいアドバランを弥富市は上げて、飛行機が着陸するときに、ああ、あの弥富市が健康な弥富市であるということを少なくとも見える状態にしていきたい。再度答弁をお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

- 民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほど佐藤議員から、いろいろやっておるんだけれども、非常に現実としてそうではないんじゃないかという環境に対しての御質問がございましたが、やはり現状として、そういった条例をつくるのが一番よろしいかと思うわけですが、そういったものをつくった場合にはやはり事業者の負担も大きいということから、先ほど農政課長が答弁させていただいたように、まずは指導要綱的なもので対応され、どうしてもいかなというような場合には、またそういった対応もさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 先ほど佐藤議員からの御指摘でございますが、C O P 10の生物多様性に向けまして、環境浄化ということで私どもの方もいろんな整備をしたり、環境に向けた調査もしております。高校生で、海翔高校でございますが、こういった水質検査等も行っていて、連携しながらこれから進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

- 5 番（佐藤高清君） 2 回の答弁ありがとうございます。

何が何でも弥富市に持ち込まれる土については安全であるという概念を持っていただいて、まさに美しい水と緑、汚れた水と汚い雑草の緑では何ともなりません。飛行機が着陸すると

きに弥富市はきれいに見えます。したがって、この旗印が極力完全に近づくように頑張らなきゃいかんと思っております。ありがとうございました。

続きまして、現在、市がさまざまな利用目的で所有する土地、特に過去において、がら、瓦れき等で埋め立てた土地が何ヵ所かあると聞いております。その土地自体が雑草等で荒れ果てている状態のものが見受けられております。草刈り等の作業が実施されても、その実施時間が問題であり、雑草が成長し切った段階での作業では、それまでの間、見通しが悪くなったりするために悪影響を及ぼします。また、衛生面でもあまりよい感じはいたしません。早目早目に手を打つことが当たり前の問題でありましょう。それでも、そういった状態の場所があるのはどういったことなのでしょう。市民の方から依頼等も届いていると思いますが、こういった状態の土地が何ヵ所あるか、環境課の方では把握してみえるか。また、その管理状態はどのようになっているのか。草刈り等の作業の実施時期や回数などの状況、今後への対応について質問をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

佐藤議員の御質問ですと、市の所有している土地ということでございましたが、それぞれの部局がございますので、すべてを私は把握しておりませんが、そういった瓦れき等で埋めた土地ということで申しますと、旧弥富町の鍋田に１ヵ所ございます。それから、旧十四山の地区には海屋と鳥ヶ地に２ヵ所そういったものがございます。今御質問の件につきましては、除草の作業の時期が少しずれ込み、ちょうど収穫時期に近い時期になってしまったということで、一部こういった御心配をおかけし、実は苦情もいただきました。そのことにつきましては、地元区長さんとも協議をさせていただきまして、今後は地域とも協議をし、速やかな除草作業等を行っていきたいということで考えております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○５番（佐藤高次郎君） 鍋田地区にある１ヵ所の土地の問題であります。今課長が申し上げられたとおり対策がとられておれば、私のところに何ら苦情が届くわけはありません。１年、２年、３年と同じことを繰り返すだけ繰り返して、ここで大きな声を出さなきゃ片づかないと、そういった問題では困るわけなんです。我々の質問も委員会でやれと仕分け作業でかけられるわけで、地区の人が苦情を言ってみえたら速やかに対応していただければ、こんな嫌なことを私は大きな声で言わなくても済むわけですよ。その辺のところをどう思われていますか。課長、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） この鍋田の件につきましては、毎年おおむね夏に入る前には除草をしておるわけでございますが、今回に限っては、逆に草がないから虫が来る

ということで、ちょっと離れた地域の方からも再三再四にわたりそういった苦情をいただき、私どもが除草の作業時期を少しちゅうちょしてしまったという点がございます。これは先ほどの答弁と同じになりますけれども、鍋田区長さんとも立ち会いのもと協議をさせていただいて、今後、やはり草が生える前に除草を一度すべきだというようなことは今考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○５番（佐藤高清君） 懸命に努力していただいて、解決に向けて突っ走っていただきたいと思います。

また、農業委員会では耕作放棄地の確認をするために、我々は確認・指導などをしてきておるわけであります。そういった耕作放棄地の指導を農政課が一生懸命する傍ら、市の保有する土地がそういう形であっては、もう何ともならん状況でありますので、ここで強く来年度からの草の処理について、同じ予算、同じ労力を使うわけでありますから、速やかな対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、第３点目の質問であります。市内の小・中学校の校内の周辺について、例外なく雑草が生えております。この問題については、教育委員会という教育行政があるわけがございます。私がここで質問していいか悪いか、私も判断に困っておるわけありますので、通告してある質問を私の立場で質問していいか悪いか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

学校関係のことですから、一般質問でどうぞ取り上げてください。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

○５番（佐藤高清君） お聞きしたのは、教育行政という一つの認められた団体があるということで、私どものような、きのうきょうなった議員が学校内のことまで質問するということは間違っておらへんかと言われても仕方がない私でありますので、恥ずかしながらお聞きをいたしました。

それでは質問いたします。市内の小・中学校の校内周辺について、例外なく雑草は生えております。だれかが除草作業をしなければなりません。そもそも学校は、将来ある子供たちが自分たちの未来のために勉学に励む場所であります。大人たちは、最高の環境を整えてあげるべきであります。努力しなければならないはずであります。先生方やＰＴＡ、児童・生徒が協力し合い、除草作業等を実施しているとは思いますが、授業や学校行事、部活動もあることから、雑草の成長に作業が追いつかない状況であると思います。さらに、教育の現場へ目を向けますと、昨今はインフルエンザという深刻な状況が発生をしております。弥富市においても例外ではなく、学級閉鎖、学年閉鎖の措置もとられております。児童・生徒の皆

さんの御家庭におかれましても、少なからず影響はあったことと思います。学校側においても、感染拡大を未然に防ぐために細心の注意を払い、先生方は授業回数などもあり、大変な思いでいられるのではないのでしょうか。子供たちの健全な成長を望むために教育の現場は常に真剣勝負で、親と教師が生徒・児童と向き合うことが求められております。大げさかもしれませんが、こういった教育の現場の状況などについて議員が口を挟むこと自体がいかげなものかという思いであります。しかし、教育現場関係者の大変さを思いますと、だれもができる除草作業を関係者以外も協力できれば、先生方の負担も軽減されるのではないかと思います。子供たちの明るい未来のために、それが弥富市のかけがえのない財産になると思います。そこで一度、だれがどのように学校内の除草を試みえるか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 佐藤高次議員の御質問にお答えします。

学校内の除草につきましては、日常的には清掃の時間で児童・生徒はやっております。また、教職員や用務員も、日ごろの時間で業務のあいた時間に実施しておるのが現状でございます。そういったことを進めて学校内の環境美化に努めております。また、学校により異なりますが、樹木の管理業務の中で一部除草をシルバー人材センターとか造園業者の方に委託しております。今年度の樹木管理の委託料の金額でございますけど、小学校7校で146万円余り、中学校3校で67万円余りでございます。剪定回数は1回でございますので、1回のときにやっていただいております。また、それ以外に、夏休みの中でPTAの方に御協力をいただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤高次議員。

○5番（佐藤高次君） 今の答弁であれば何の問題もないわけでありまして。学校へ出向いたときに、「先生、何やっとなの」と聞いたら、「草むしっておるぎゃあ」と、そういう答弁がありました。十四山地区の小・中学校と旧弥富町地区の小・中学校では、十四山地区の小・中学校は樹木が多いわけでありまして。また、弥富地区においては至って樹木が少ないという傾向にあるわけですが、学校の先生が一生懸命草むしりをやってみえるわけです。本当に一生懸命なんですよ。一生懸命やって引かれるわけなんですよ。これ予算をもう少しつけるなり、シルバー人材センターにもっと幅広くお願いをするなりして、もっともっと先生に負担のかからないようにしていただきたいと思うわけでありまして。また先生が除草作業に費やす時間の間に、ひょっとして子供たちの教育に悪い影響が出始めているところを見落とす場面があったとしたら大変なことになると思うわけでありまして。今、弥富市内の中学校において何の問題があるかないか、教育長、答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

まず除草についてでございますが、貴重な御意見をありがとうございました。来年度の予算編成に大いに参考にしていきたいと思っております。

中学校に問題があるかないかというちょっと抽象的な御質問でございますが、問題があるといえはありますし、ないといえはないということで、多少のいじめだとか暴力問題はございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 中学校に問題があればある、ないといえはない。ないにこしたことはないということであります。先生方に懸命に指導に当たっていただき、子供たちの健やかな成長を切に願うわけであります。また、来年度の予算について、先生方が除草に携わることなく、この弥富市内の小・中学校がきれいであることを切に願うわけであります。総括して、「美しい水と緑」、弥富市が掲げる旗印について、どんどん前向きに進んでいかなきゃならんと思うわけであります。

最後に、市長にその切なる思いをお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員の方から、環境ということに対して示唆に富むさまざまな御質問をいただきました。私も広報を通じて、もう過去1年ぐらいになると思います。一人一人の皆さんのお力添えをいただいて弥富市の環境はしていきたいということを言っております。ごみの減量であるとか、あるいはCO<sub>2</sub>の削減であるとかいうことを広報を通じて訴えさせていただきました。もうかれこれ1年になります。そして、その結果として、ごみの量も少しずつでございますけれども削減ができているというような状況でございます。これから21世紀は環境の時代ということが言われておるわけでございます。さまざまな形で市民の皆様様の御協力をいただきながら、きれいなまちづくりをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、学校等の問題におきましては、教育委員会あるいは教育長の中でしっかりと精査をしていただきたいわけでございますが、児童・生徒、そして先生という自然の形の中でいろんな指導をしていただくことも結構と思います。時には先生と一緒に児童・生徒が草を取るということも、一つの形としてあっていいのではないかなというふうに思います。そんな中で、経費等の問題も含めて、また教育委員会、教育課の方で御審議を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時19分 散会

本会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 大 原 功

同 議員 堀 岡 敏 喜